

令和2年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

1 日目

○条例案 4 件

- ・ 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
- ・ 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- ・ 生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- ・ 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

○補正予算案 8 件

- ・ 令和2年度 生坂村一般会計補正予算【第7号】
- ・ 令和2年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】
- ・ 令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第3号】
- ・ 令和2年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和2年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和2年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】
- ・ 令和2年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】

- ・ 総括質疑
- ・ 議案の委員会付託
- ・ 請願・陳情等
- ・ 委員会付託
- ・ 散会

・ 開会	4 P
・ 提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・ 条例案の朗読説明	7 P
・ 補正予算案の朗読説明	10 P
・ 総括質疑	13 P
・ 議案の委員会付託	13 P
・ 請願・陳情等の提出、委員会付託	13 P
・ 散会	14 P

令和 2 年第 3 回 生坂村議会定例会議事録

【1 日目】

令和 2 年 12 月 9 日

午前 10 時開議

◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第 5 9 号	生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
4	議案第 6 0 号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
5	議案第 6 1 号	生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
6	議案第 6 2 号	生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
7	議案第 6 3 号	令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 7 号】
8	議案第 6 4 号	令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】
9	議案第 6 5 号	令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】
10	議案第 6 6 号	令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】
11	議案第 6 7 号	令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】
12	議案第 6 8 号	令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】
13	議案第 6 9 号	令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】
14	議案第 7 0 号	令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】
15		総括質疑
16		議案の委員会付託
17		請願・陳情等について
18		請願・陳情等の委員会付託
		散 会

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	宇引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここで、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」それでは、3番一ノ瀬議員の後にご唱和をお願いします。

○3番（一ノ瀬議員） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席してください。

◎開 会（午前10時02分）

○議長（平田勝章君） これより、令和2年第4回生坂村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、一時間を目途に窓を開けて換気を行いたいと思います。寒い時期ではありますが、ご協力をお願いいたします。また、報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりであります。

◎報 告（午前10時03分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配布してあるとおり 議員を派遣しましたのでご報告いたします。

また、監査委員から令和2年10月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思います。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前10時03分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 瀧澤議員、7番 吉澤議員 を指名いたします。

◎日程2・会期の決定（午前10時03分）

○議長（平田勝章君） 日程2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 12 月 17 日までの 9 日間に決定いたしました。

◎提出議案の報告（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、

議案第 59 号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案

議案第 60 号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 61 号 生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 62 号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

議案第 63 号 令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 7 号】

議案第 64 号 令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】

議案第 65 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】

議案第 66 号 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】

議案第 67 号 令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】

議案第 68 号 令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】

議案第 69 号 令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】

議案第 70 号 令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】

の、条例案 4 件、令和 2 年度補正予算 8 件の計 12 件です。

◎提案理由の説明（午前 10 時 05 分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。令和 2 年第 4 回議会 12 月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位に於かれましては、師走に入り大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

さて、戦後最大の危機をもたらしています新型コロナウイルス感染症は、長野県においても 11 月から、長野圏域、北信圏域を中心に県内全域に感染が拡大していて、12 月以降の長野県の対応として、「第 3 波による感染拡大の抑止に向けた的確な対策を実施すること」、「新しい生活様式の定着と冬場に向けた呼びかけの強化を図ること」、「感染拡大に対処するため、医療・検査体制の整備を進めること」、「県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること」、「誹謗中傷等を抑止し、県民の絆を守ること」の 5 項目を重点対策として取り組まれております。

当村としましても、村民の皆さんに対して、引き続き長野県が提供しています新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの情報を広報しておりますが、我が地域の感染警戒レベルが引き上がると、直ぐに新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、さらに「感染拡大防止のお願い」を遵守していただくなど、関連情報の周知徹底に努めているところでございます。

次に、先月 30 日には、文科省の GIGA スクール構想に基づいて進めてきまして、近隣市町村では最初に事業が完了しました「GIGA スクール対応タブレット端末引渡式」が小学校で行われまし

た。生坂村の児童生徒全員に、一人1台のPC端末を貸与することと、小中学校に高速大容量の校内LAN整備が済みましたので、今後、新型コロナウイルス感染拡大防止の臨時休校等にも対応できるために、オンライン授業などを進めていくことをお願いをしております。

今度の13日、日曜日には、議員各位にもご出席をお願いしています「主要地方道大町麻績インター千曲線山清路バイパス山清路大橋開通式が挙行されます。この路線のネックでありました当村の山清路地区は、平成19年4月、前年に被災した災害復旧工事中に、大規模な崩落が発生してから旧山清路橋を通行せざるを得ない状況になり2トン車以上の通行止めが続いておりました。この開通により緊急車両が通行できますし、込地・重の常会の皆さんをはじめ生活道路として利用されている皆さんが、安全・安心に通行できる道路になったことを嬉しく思うところでございます。

次に、ホームタウンになっています松本山雅FCとの企画は前年通りには実施できませんでしたが、それでも教育委員会では、元気づくり支援金を活用して、松本山雅FCとの連携し、11月23日には、新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、「2020 イクラン!! 松本山雅FC」が、3km、10kmの3種目のコースにして、村内外から100名ほどの参加により開催できましたし、29日にはホームタウンデーとして、山雅カレーを包んだ緑のおまんじゅうと竹っコストックおやきを販売させていただきました。また、松本山雅フィジカルトレーニング、保育園での山雅サッカー教室などを行っていただき、「行ってみよう! YAMAGA のホームタウン!」生坂篇を作成してYouTubeで流していただくなど、生坂村の発信や活性化に結びついたと感じております。

今年度から始まりました「山村活性化対策事業」は、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で計画通りにはできませんでしたが、9月から11月にかけて、^{イクサ}193クーポン等の発行により、道の駅いくさかの郷の農林水産物直売所は、^{イクサ}193カラットなどの販売額が昨年より2倍以上の売上を記録しましたし、各団体の皆さんによります視察研修を行っていただき、私も同行させてもらいましたが、それぞれ有意義な研修ができましたし、新商品の試作を行ってくださった団体もあり、今後生坂村の特産品に育っていくことを願っているところでございます。

そして、来年度の県の「地域発 元気づくり支援金」の事業の申請につきましては、各部署、各団体に検討をしていただいております。今年度も、今月中旬には、松本地域振興局で説明会が開催されますので、新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、議員各位も先頭に立っていただき、地区の取り組みを協働により進めていこうという事業をお願いいたします。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今月22日には、令和3年度予算編成会議を開催し、これまでの当初予算編成での取り組みを継続的に行うとともに、来年度は新型コロナウイルス感染症の影響で地方交付税の減額は致し方ないと考えますので、真に必要とされる事業への限られた財源を効果的に配分するものとして実施することになります。

そして、「生坂村第6次総合計画」を村政運営の根幹にして、「いくさか村づくり計画」を実施計画として進め、第2期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」によっても、地方創生の各事業を実施してまいりたいと考えております。

また、毎年度実施しています「村づくり計画」の更新の策定作業も並行して進め、予算及び総合戦略を併せて相互に反映させて、村民の皆さんのための行財政運営を進めてまいります。

昨日、今年度の特別交付税12月交付分の額が決定になりました。当村は、47,884千円で、前年度対比46.4%、15,181千円の増額となりました。増額の要因は、草尾上野ぶどう畑の有害野生獣進入防止柵の設置事業費が算定されたことによるものであります。

村が活気に漲るには村民の皆さん、各地区が元気であることが大切であります。そういう点で、村民の皆さんが、地域・村に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切にし、支え合い守り育てていこうという責任感を共有し、村民の皆さんのご理解とご協力の基、協働による村づくりを進めているところでございます。

そして、村民主役の村政運営に努め、安全・安心で住み良い生坂村で有り続けるために、様々な課題に対して議員各位と検討協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。議員各位並びに村民の皆さんには、引き続き生坂創生のために、格別なるご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、条例案4件、補正予算案8件の計12件であります。

議案第59号 生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案
この条例案は、公職選挙法の改正に伴い村議会議員選挙及び村長選挙における公費負担に関する条例の制定であります。

議案第60号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第61号 生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

報告第62号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案

この条例案3件は関係法令の改正に伴い、関係部分の改正を行う条例の一部改正であります。

議案第63号 令和2年度生坂村一般会計補正予算【第7号】

この予算案は、既定額に歳入歳出79,926千円を増額し、総額を2,471,537千円とする補正予算であります。

議案第64号 令和2年度生坂村営バス特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額に歳入歳出773千円を増額し、総額を34,373千円とする補正予算であります。

議案第65号 令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第2号】

この予算案は、既定額から歳入歳出1,153千円を減額し、総額を99,110千円とする補正予算であります。

議案第66号 令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第3号】

この予算案は、既定額に歳入歳出957千円を増額し、総額を89,645千円とする補正予算であります。

議案第67号 令和2年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、規定額に歳入歳出3,059千円を増額し、総額を266,059千円とする補正予算であります。

議案第68号 令和2年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定額に歳入歳出325千円を増額し、総額を99,425千円とする補正予算であります。

議案第69号 令和2年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、規定額に歳入歳出1,747千円増額し、総額を314,847千円とする補正予算であります。

議案第70号 令和2年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第1号】

この予算案は、既定の額に433千円増額し、総額を30,833千円とする補正予算であります。以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

◎日程3・議案第59号(午前10時19分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程3 議案第59号「生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○会計管理者兼村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 会計管理者兼村づくり推進室長。

[会計管理者兼村づくり推進室長 藤澤正司君 朗読説明]

要旨を申し上げ、説明とさせていただきます。

本の条例の制定は、公職選挙法の改正によるもので、町村議会議員選挙において、供託金制度が導入されるとともに、町村においては条例を定めることにより、議会議員選挙及び村長選挙の選挙公営を公費で実施できるようなり、本村においても条例を整備するものです。

第1条は、各選挙における自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に係る費用の公費負担に関し必要な事項を定めるといふ趣旨でございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する条で、自動車を無料で使用できる金額の範囲の算出に関する規定を定めるもので、公費負担できる条件として、ただし書き以降にあるとおり、候補者の供託物が法第93条第1項の規定により生坂村に帰属することとならない場合に限り、この規定が適用されるということでございます。このただし書の規定は、この後に出てくるビラ、ポスターの作製も同様となります。

第3条は、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出に関する条で、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者を営業者、又はその他のとの間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、村選挙管理委員会に届出なければならないとする規定でございます。

第4条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担及び支払手続に関する条で、村は候補者の契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求によりその事業者に対し支払うという規定で、第1号は一般乗用旅客自動車運送事業者との契約である場合に支払うべき金額を定めるもので、その金額は自動車を使用された各日について64,500円を上限とし、その合計金額とするものであります。

第2号は一般乗用旅客自動車運送事業者以外との契約である場合に支払うべき金額を定めるもので、アでは選挙運動用自動車の借り入れ契約である場合に支払うべき金額を定めるもので、その金額は使用された各日について15,800円を上限としその合計金額とするものであります。イは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合に、その契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金を支払うとするもの。

ウは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、その運転手が運転業務に従事した各日について、報酬の額を12,500円を上限としその合計額を支払うとするものであります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定に関する条で、第4条で第1号の一般乗用旅客自動車運送事業者との契約と第2号のそれ以外の契約の両方を同一の日に指定することはできず、候補者が指定するどちらか1つの契約のみ対象とするという規定です。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の交付負担に関する条で、候補者は選挙運動用ビラを無料で作成することができるとする規定です。

第7条は、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出に関する条で、ビラ作成の公費負担を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間でその作成に関する有償契約を締結し選挙管理委員会に届けなければならないとする規定です。

第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続に関する条で、第7条の規定による契約に基づき支払うべき金額の1枚当たりの作成単価の上限を7円51銭として法の定める枚数（議員の選挙1,600枚、村長の選挙5,000枚）の範囲内で、ビラ作成を業とする者からの請求に基づき村が支払うとする規定です。

第9条から第11条は、ポスターの作成に関する規定で、第6条から8条までのビラの公費負担と同様に規定するものでありますが、第11条において公費負担の額の定めがされており、1枚当たりの作成単価が525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に、88,000円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額を上限単価とし、ポスター掲示場の数の枚数分を村が支払うとする規定です。

第12条は委任に関する規定で、必要な事項は選挙管理委員会が定めるとすると規定してござ

います。

附則でございますが、1 施行期日、この条例は、公布の日から施行する。2 適用区分、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。となります。

以上議案第 59 号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 4・議案第 60 号（午前 10 時 27 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4 議案第 60 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

要旨のみの説明とさせていただきます。

第 24 条第 1 号中、基礎控除額「33 万円」を「43 万円」に引き上げるものです。以下、条例文につきましましては、下から 9 段目の「改め」までは 7 割軽減の条例改正について記載されております。9 段目以降につきましましては、5 割軽減と 2 割軽減の条例改正の内容となっております。改正の概要につきましましては、国民健康保険税の減額に関わる所得の基準等について、地方税法施行例の一部を改正する法令、令和 2 年政令第 264 号により基礎控除相当分の基準額を 43 万円に引き上げる等の改正となっております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 5・議案第 61 号（午前 10 時 29 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 5 議案第 61 号「生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

今回の改正は令和 2 年度税制改正の延滞金等の割合引き下げに伴う一部改正となります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 6・議案第 62 号（午前 10 時 32 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 6 議案第 62 号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

改正された内容についてご説明させていただきます。生坂村介護保険条例の一部を改正につきましては、租税特別法の改正により、利子税、還付加算金の割合が引き下げられ、それに伴う納税の猶予等の場合に軽減される延滞税も同様に引き下げられました。また、同法に規定されていた特例基準割合の名称が「利子税特例基準割合・延滞税特例基準割合・還付加算金特例基準割合」と、それぞれ改正され、計算の前提となる割合が「平均貸付割合」と規定されたため、同様の規定がある地方税法も改正となりました。併せて還付加算金及び延滞金の割合が 0% とならないよう、各割合が年 0.1% 未満の場合は、年 0.1% とすることとされました。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 7・議案第 63 号（午前 10 時 35 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 7 議案第 63 号「令和 2 年度 生坂村一般会計補正予算【第 7 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） ここで休憩をしたいと思います。再開は 11 時 15 分とします。

○議長（平田勝章君） はい、再開します。続いて、住民課長説明をお願いします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 8・議案第 64 号（午前 11 時 40 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 8 議案第 64 号「令和 2 年度 生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 9・議案第 65 号（午前 11 時 43 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 9 議案第 65 号「令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 10・議案第 66 号（午前 11 時 49 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 10 議案第 66 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 11・議案第 67 号（午前 11 時 53 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 11 議案第 67 号「令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（平田勝章君） ここで、昼食のため休憩したいと思います。再開を 13 時 15 分とします。

◎日程 12・議案第 68 号（午後 1 時 15 分）

○議長（平田勝章君） 再開いたします。日程 12 議案第 68 号「令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 13・議案第 69 号（午後 1 時 19 分）

○議長 次に、日程 13 議案第 69 号「令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 14・議案第 70 号（午後 1 時 26 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14 議案第 70 号「令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 15・総括質疑（午後 1 時 32 分）

○議長（平田勝章君） これより、日程 15 総括質疑に入ります。

議案第 59 号から議案第 62 号までの条例案 4 件と、議案第 63 号から議案第 70 号までの令和 2 年度補正予算 8 件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結いたします。

◎日程 16・議案の委員会付託（午後 1 時 32 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 16、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思っております。議案第 59 号から議案第 62 号までの条例案 4 件と、議案第 63 号から議案第 70 号までの令和 2 年度補正予算 8 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、12 議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 17・請願・陳情の提出（午後 1 時 33 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 17、
陳情 2 第 4 号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」

9日目

・一般質問	4人
・委員長報告	
・質疑・討論	
・採決	
・議事日程の追加	
追加議案	
議員派遣の件	
・閉会中の継続審査及び調査の申出	
・閉会	

・一般質問	4 P
字引文威議員	4 P
一ノ瀬貞男議員	11 P
瀧澤龍一議員	17 P
平田勝章議員	25 P
・委員長報告	32 P
・質疑・討論	36 P
・採決	37 P
・追加議案	39 P
・質疑	40 P
・討論	41 P
・採決	42 P
・議員派遣の件	43 P
・継続審査の申出	43 P
・村長あいさつ	43 P
・閉会	45 P

令和2年第4回 生坂村議会定例会

【9日目】

令和2年12月17日
午前10時 再開

◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

【9日目－追1】

◎追加議事日程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第7号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	
2	発議第8号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	
3	発議第9号	災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について	
		質疑・討論・採決	
4		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田譲君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	字引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎再開（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。これより、令和2年第4回生坂村議会議定例会を再開いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、一時間を目途に窓を開けて換気を行いたいと思います。寒い時期ではありますが、ご協力をお願いいたします。また、報道関係者より、取材の申し出がありましたのでこれを許可します。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の会議日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程・1 会議録署名議員の指名（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番 市川議員、1番 望月議員を指名いたします。

◎日程・2 一般質問（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程2、一般質問を行います。受付け順に発言を許可します。最初に、4番 字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 4番議員字引文威です。通告に基づき生坂スカイスポーツ公園ライブカメラ設置並びに漏水事故対応について質問させていただきます。先ず、スカイスポーツ公園ライブカメラ設置についてお話をさせていただきます。生坂スカイスポーツ公園はパラグライダー、ハングライダーの愛好家の非営利の飛行エリアとして、約30年間フライト愛好家に親しまれ利用されてきました。その立地は標高500mから700mに位置し生坂村中央部から北部方面を見渡せ、標高差200mの見晴らしの良い場所にあり、聖山高原も正面に見渡せるビューポイントとなっております。朝の犀川の朝霧に包まれた雲海風景など神秘的な景観も来訪者の皆様に喜ばれているところでございます。私も当村に移住して20年になりますが、生坂村でパラグライダーというスカイスポーツに出会い、約19年間地元並びに近隣の皆様とスカイスポーツを軸に交流を続けてまいりました。

さて、本年9月定例議会一般質問で太田議員から高津屋森林公園の利用形態見直しの提言がありましたが、私も村の観光スポットである、「生坂スカイスポーツ公園」を村外の方へ村の魅力を発信し来村して頂けるための施策の質問をいたします。平面芝生公園は来訪者の方たちが「きれい、気持ち良い」と言われ好評を得ております。全般としては飛行愛好家また、近隣パラグライダースクールが気象条件によってスクール活動に利用される公園となっております。ただし、公園利用者も年々減少し、公園維持管理経費の原資となる「公園フライト使用料」も年々減収傾向となっております。よって生坂村の風光明媚なところと観光資源となっているスカイスポーツ公園を村外の方たちにいつでも閲覧して頂ける環境を用意したらと提言したいと思います。失礼し

ます。村長も村の日々の出来事を毎日ブログで発信されており、村内外の視聴者へのPRに役立てられています。その中で村長も日々生坂村の四季折々の風景をドローンで撮影し動画配信されており。その動画は大変迫力と説得力があるものと感じます。よって、村のPRに生映像を使って生坂村のファンの誘い込みの手段として「ライブカメラ設置による村観光景観PR」を提言したいと思います。

先に説明したようにスカイスポーツ公園からの景観は来場された方達からは好評を頂いており、その景観を村の観光PRの一助としてライブカメラの導入されることを提案します。「ライブカメラ」は他市町村等で景勝地などに設置され、季節毎に変化する景色をネット環境があればどこからでも見られるものであり、広く普及してきています。ライブカメラのズーム機能を利用し大城京ヶ倉、村内中心部、遠くの聖山高原等の景観とスカイスポーツ公園のパラグライダー飛行状況等閲覧できるようにし、村の魅力の外部発信用ツールに出来たらと考えます。カメラ映像による個人の肖像権等懸念されることについては、カメラの設置場所、ズーム機能調整で担保できるものと考えられます。また、新しい生活スタイルの在り方としてリモートワーク、ワーケーション等が出来る村の魅力を感じてもらい、村外の方たちの来村機会が増え生坂村に住みたくなる方達を増やすためにも効果があると考えます。ライブカメラによる当日のスカイスポーツ公園利用状況が見られることによる来場者増加も期待できることとなり公園フライト使用料の回復にも寄与できることと思います。

以上の提言について、村観光振興策としてのスカイスポーツ公園ライブカメラ設置について振興課長の見解を伺います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 字引議員ご指摘のとおり、観光振興を進めるうえでライブカメラによる生の情報発信は、村外からの観光客にとって季節の風景や天候などの情報が気軽にすぐさま入手でき、来村のきっかけや後押しにつながるものと考えられます。村観光協会では、これまでも平成30年度に地域発元気づくり支援金事業を活用し「信州いくさか 空のバリアフリー事業」を実施し、車イスパラグライダーの導入や無料体験会の実施、またVR動画を作成して仮想現実での車イスパラグライダーの映像体験を可能にし、村内外のイベントにて体験型のPRを進めており、スカイスポーツ公園を村の重要な観光資源として、情報発信・PRしているところです。このライブカメラの設置につきましては、近隣では、安曇野市や池田町、山形村などで運用されておりまして、安曇野市では長峰山、自然体験交流センター、光橋、クリーンセンターなど4か所、池田町では創造館に1か所、山形村は清水寺に1か所設置されており。それぞれ自治体のホームページから閲覧できるようになっております。特に山形村では、8月に設置されたばかりとのことで、清水寺にあった展望台の老朽化による取り壊しがきっかけで、観光協会からの要望により村が設置したと聞いております。大変便利である、魅力あるライブカメラでございますが、設置によって得られる効果とカメラ本体、また付帯設備に要する経費及び通信費や電気料、保守料などの維持管理に関する経費など、通年を通した費用対効果も充分踏まえまして、今後検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 振興課長のご答弁にもライブカメラによる生の情報発信の効果は大き

いものと考えられていますが、おっしゃられるように設置費用、維持管理経費等検討が必要ではありますが、必要最小限の台数を導入し村の観光振興の一助になるよう提案申し上げます。実現されることを切に要望いたしますのでよろしく申し上げます。

次に簡易水道施設漏水事故対応について質問いたします。先般、草尾区袖山配水池系の袖山給水管のビニール管 50mm 管の接手部からの漏水が発見され、修理作業が 11 月 10 日、11 日に掛け緊急断水工事が実施されました。作業は振興課建設系の坂爪係長、小山、瀧澤両氏が対応していました。漏水は既設ビニール管接着接手部が水圧により経年劣化により抜け出し、漏水をしたものと説明を受けました。作業は 10 日夕方に漏水場所を確認し、翌 11 日に修理作業を実施することによって、断水影響のある家庭にポリタンクを配布されました。11 日現場に伺いどのような漏水現場か確認させてもらいました。作業は 90 度に屈曲した給水管路の敷設替え作業中で、小型バックホーで漏水箇所を掘削し、既設管部を露出させての配管修繕作業中でした。以上の状況で感じたことを振興課長に質問させていただきます。まず、実務的な漏水復旧配管作業が村職員で実施されていましたが、職員の配管技術レベル並びに作業技能資格が適正に保有されているか疑問でありましたので質問させていただきます。本来配管技術については水道技術者としての技能工資格等が当村としても関係業者に指示されていると思います。よって、職員自体の技能が同等以上の技量を持っていることが必要と思われませんが如何でしょうか。振興課長の見解をお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。字引議員ご指摘の袖山給水管復旧工事の経過ですが、牛沢の方から畑が水浸しになっているとの連絡を役場に受けまして、確認のため職員が現場へ向かったところ、裏山から水が流れてきており水路及び畑に流入しておりました。調査の結果、袖山配水池へ向かう送水管と配水管が敷設されている箇所での漏水を発見し、修繕方法について職員で相談をしながら人力で掘削し漏水箇所を特定しました。漏水している管の離脱により漏水であることが分かりまして、通常であれば容易な作業での同日の復旧が可能でしたが、現場は送水管と配水管が上下に密着しておりまして、補修に必要なスペースが全くありませんで、また時間が日没が近かったため、一晩断水をさせていただき翌日再開することと致しました。断水となる 2 世帯につきましては、20 リットルの給水タンクを 2 個ずつ配布をしました。翌日午前 10 時から工事を再開し配水管の補修を行うため、支障となる配水管 V P φ30 でありませんが、を迂回させる工事から着手し相談しながら配管作業を進め、大きな問題もなく作業を終え、午後 3 時半に通水試験、午後 4 時には給水を再開し工事を完了し、こうした経過でございます。職員の配管技術レベル並びに作業技能資格が適正に保有されているのかのご質問でございます。職員の配管技術、作業技能資格の保有について、現在振興課では藤澤産業係長が給水装置工事主任技術者の資格がありまして、水道事業の経験年数も長く高度な配管技術も有しております。また、この資格ですけれども給水装置に関する技術上の管理や給水装置工事に従事する者への技術上の指導監督が行える国家資格でございます。水道工事の施工自体は無資格の作業員でも行えますが、監督者の資格はこの資格が必要となります。また、配管技術の保有につきまして職員のみで実施しております工事は比較的容易なものについて行っているところです。施工技術も適正であると認識をしております。以上答弁と致します。

○4 番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番(字引文威君) 私も土木、管工事関係の管理技術者資格を保有し、過去に都市開発事業の建設部門に携わった関係で、上水道についての経験もございます。上水道施設は給水に必要な圧力に対する知識等が必要です。特に水理に対する知識が必須です。その理解度が修繕現場でも大切なことと考えますので、担当職員の方への教育を実施し現場管理の有効な対応をお願いしたいと思います。それでは次に、職員による配管作業の中で労働安全衛生法の規定する車両系建設機械作業、地山掘削土留め支保工作業等が発生しますが、安全作業を確保するための作業主任者資格も職員が保有されているのかお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) お答えいたします。労働安全衛生法の規定する作業が発生するが安全作業を確保するための作業主任者資格は保有されているかのご質問でございます。現在、水道事業に従事する職員につきまして、労働安全法によります技能講習を修了し、車両系建設機械の免許を所有しております。また、掘削面の高さが2メートル以上となる地山を掘削する際に必要となります、地山の掘削及び土留め支保工作業主任者技能講習については現在資格を有しているものはおりません。なお、掘削深が2m以上となる工事につきましては、危険性が伴うため直営では行わず、業者に発注し行っているところでございます。以上答弁と致します。

○4番(字引文威君) 議長。

○議長(平田勝章君) 字引議員。

○4番(字引文威君) 今振興課長のご答弁の中で、掘削深さが2m以上というような部分にちょっとこだわりを持たれたと思うんですけども、緊急漏水対応の作業の中で、掘削面が2m以上の規定は堅い地山の場合であって、漏水などで不安定となった土の状態ではその掘削溝内は掘削面の高さに関係なく崩落の危険があります。その中で作業をする場合は、土砂崩壊を防ぐ土留め工が必要です。当村でも以前水道工事現場で土砂崩壊による労働災害が発生したと聞いております。よって、土留め支保工作業主任者の資格は一連の作業時は常に必要と考えます。協力業者作業員の土留め支保工作業主任者有資格者の配置確認をお願いしたいと思います。村発注工事で土砂崩落労働災害が発生した場合の発注者責任が問われないよう安全管理の徹底を確実にされるよう振興課長にお願いしたいと思います。振興課長のお考えを伺いたいと思います。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えいたします。工事を行う際には字引議員ご指摘の通り、作業の安全性と、施工品質の確保は村としまして、また工事発注者としまして大変重要な部分でございます。その工事の内容から、工事に必要な資格や業者の資格有の無の確認、また、資格取得に向けた職員の研修等実施するなど、今後検討してまいりたいと考えます。答弁は以上です。

○4番(字引文威君) 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） よろしく申し上げます。次に本来、振興課建設係担当職員は建設系の総合的管理事務を司る立場と考えます。とすると基本的には現場作業実務を担うのは専門技術の認められる専門技術担当職員または有資格協力業者に担ってもらい、作業の安全と施工品質が確保できるようにすべきではないかと考えます。職員の今後の実務の在り方どうされるのかお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。議員ご指摘の総合的管理事務と現場作業実務を分けまして、専任技術担当職員を配置することにつきましては、現在の当村の事業規模ですとか職員体系などから厳しい、難しい状況でございますが、今後村長と検討してまいりたいというふうに考えます。また、水道管等の修繕につきましては、長引くと住民生活に支障をきたすため、協力業者さんが村内におらず対応できない場合は職員が緊急に対応することも必要と考えております。しかし、先ほどもありましたが作業の安全と施工品質を確保するため、有資格協力業者への協力依頼ですとか職員の技術研修は必要と考えておりますので、今後併せて検討してまいりたいと考えております。以上答弁と致します。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 振興課長にちょっと再質問させていただきます。緊急漏水工事の対応策として、村内、または近隣専門業者に緊急出動の協力体制が出来ているのかということです。他市町村では関係業者と緊急漏水出動作業に対し、出動協定を結んで対応しているところもあります。村としても一般職職員に施工させるのではなく協力業者の協力を考えられたらと思いますが如何でしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えします。緊急出動の業者の協力態勢についてのご質問でございます。お話してます通り、現在緊急時には職員並びに工事可能な村内業者に依頼をしまして緊急修繕工事お願いしているところでございます。議員ご指摘の通り私も他の市町村でそうした取り組みがあるとお聞きしたことがございます。業者の数ですとか規模、また予算的な部分等も踏まえましてどのような仕組み作りなのか今後確認して検討してまいりたいというふうに思います。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） それでは公道場の開削工事等の安全対策について質問します。過日、下生野南部交流センター前で配水管の漏水修繕工事がありました。車両通行止めの表示はありましたが、掘削開口部は安全柵など設置がなく、第三者の方に対する安全対策がなされていませんでした。第三者が施工現場の開口部に転落する事故を想定した「転落事故防止の対策」が必要と感じました。緊急工事であれ安全対策は確実に実施し不慮の事故など発生しないよう配慮されることが必要と考えます。本来公道上の作業には警察の道路使用許可が必要です。その際「作業帯設置計画」に則り実施されなければならないと思いますが如何でしょうか。村道部緊急工事であれ生坂駐在所には連絡報告は必要と考えますが如何でしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。公道等工事の安全対策についてのご質問でございます。字引議員ご指摘の下生野南部交流センター前の漏水復旧工事でございますが、11月の20日金曜日の早朝に役場に連絡が入りまして、その後担当者が現場に駆けつけ断水にして復旧工事を行ったところでした。工事はウォーターサプライに依頼をしまして職員2名が立ち会って11時頃には通水可能となり、午後3時には復旧完了になったところでございます。ご指摘のございました転落事故防止対策、作業帯設置計画、生坂駐在所への連絡等についてでございますが、正午の時間帯に歩行者等の事故防止対策が取られておりませんでした。今後このようなことがないよう安全管理対策を強く指導してまいります。また作業帯設置計画につきまして、村道の緊急工事で工事完了まで振興課職員2名が工事に立ち会っておりましたので、通行止め看板のみの設置としていたところでした。また駐在所への連絡についてはしておりませんでしたので、今後状況見をながらしていくようにしてまいりたいと思います。職員による施工につきましては、日頃からの維持管理の中で、比較的作業工程が容易で、主に管路の破裂や抜けによります突発的かつ断水などの緊急性が高い場合で、一刻も早く水を無駄にせず断水時間を短くするため取り組んでおります。もちろん大規模で困難な事案につきましては有資格業者での対応をお願いしております。また管路の布設替えや改良工事などの計画工事については、緊急性等はございませんので、資格を持った業者に発注し実施しているところでございます。以上答弁と致します。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 振興課長に再質問いたします。本来、公道上の工事は作業帯をバリケード、工事標板、カラーコーン等安全設備でしっかり区画明示し、場合により交通誘導員を配置し第三者に対する安全配慮が必須です。よって、村の関係工事でも第三者災害など発生しないよう安全優先の工事管理をされることと、また、その作業帯安全設備が常に実施されるよう指導をお願いしたいと思いますが課長の見解をお願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。御指摘いただきました公道上工事の安全対策につきまして、緊急的な工事であるとは言え第三者の方に対する安全が疎かになってはなりませんので、その時々で考えうる安全にむけて作業帯の設置等必要な安全対策について実践してまいりようこれから考えてまいります。以上答弁と致します。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） それでは次に村長の方に質問させていただきます。当村として大きな課題の簡易水道事業有収率改善に向け行政として、水道経験者によるプロジェクト会議を立ち上げられ、日夜積極的に対応され、努力されていることには敬意を表しますが、村職員は有収率向上のためのソフト部分「給配水施設全般の運転状況の把握」「漏水調査による漏水箇所の把握」「合理的な修繕対策の立案実施」「老朽化施設耐震等改修計画の立案実施」等を主たる業務として行い、当村の貴重な生活飲用水を合理的かつ有効に運用できるよう業務に努力され、安全で確実な業務実績をあげて頂きたいと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは4番字引議員の質問にお答えをいたします。職員各位が有収率向上のためのソフト部分の業務を行い、業務実績を上げる事についてでございますが、簡易水道有収率対策プロジェクト会議を9月に立ち上げまして、月に一度会議を行い現在までに3回の会議を実施してまいりました。会議での検討内容は、現在の状況確認として、水道施設管理委託者からの毎日の報告を参考にした「村内各ポンプ施設の運転時間を比較した表」「一日の時間毎の配水の流量がわかるグラフ」「各施設の配水量と使用料を比較した表」それに基づき各月の変化の確認や漏水状況の把握をするために、過去に水道事業を担当しました職員により意見交換を行い分析を行っております。この分析結果により漏水調査を行う個所を絞り、プロジェクト会議の構成員で、漏水個所と思える場所の漏水調査を実施し、現在までに5箇所の漏水個所を発見し修繕をしております。また、先程の検討結果及び過去の担当者の施設改修実績や知識を活かし、今後も改修工事個所や、老朽化施設の耐震及び改修についてもプロジェクト会議で検討し事業化を進めてまいります。このように簡易水道有収率対策プロジェクト会議の設置後は、担当課の振興課の担当者だけではなく、字引議員ご指摘のとおり、過去に水道事業を実施してきました職員と担当職員の力を結集しまして、有収率向上のソフト部分として、「給配水施設全般の運転状況の把握」「漏水調査による漏水箇所の把握」「合理的な修繕対策の立案実施」「老朽化施設耐震等改修計画の立案実施」に取り組んでいるところでございます。以上答弁と致します。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 最後に、水道法の第一条目的に「水道事業の低廉で清浄な給水と安定的な供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とい

う条項がございます。是非当村の重要課題である上水道施設更新事業の実施と早期達成をお願いし、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（平田勝章君） 次に、3番、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 3番、一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問いたします。最初の質問は、ペーパーレスとデジタル化への取り組みを。新型コロナウイルス感染症の一環として新しい生活様式と新しい働き方が国より求められております。地方自治体や議会においてデジタル化導入に向けた取り組みが進められており、今年に入り各メディアで取り上げられております。デジタル化導入の先進的な例は、村が取り組むデジタル化への参考となりますので1例を紹介致します。まず、議会存亡の危機として全国に知られている日本で一番小さな村、高知県大川村、人口390名、議会定数6名、この村で今年3月定例議会から本会議や委員会審議でペーパーレス化を実現するために、議員や会議に出席する村幹部に対してタブレット端末を貸し出しているとの報道がありました。議会側もタブレットは慣れれば資料探しは紙より早い、また持ち運びが楽と概ね好評の評価でした。印刷代は45万円ほどかかっていたんですが22万円ほどになり半減したとのことです。日本で一番小さな村がデジタル化が導入され進んでいる事は驚きです。また近隣の町村例では、朝日村が今年7月より文書管理の電子化を進めていく研修会を行い、ペーパーレスからICTをしたテレワークにも繋げていくとしています。10月にはペーパーレス会議システムの説明会が役場で行われ、10名の議員全員と村の各担当者が説明を受け今年4月にはシステムを構築するとの報道がありました。電子データを活用したペーパーレスで期待されるのは、一つとして印刷経費や印刷時間の削減、2つ、業務の効率化、情報の共有化、情報伝達の即時化、3会議の効率化、4環境保全CO2削減による地球温暖化対策等の効果があげられます。昨年度、当村の印刷枚数は総務課の調査によりますと365,000枚、印刷代金は671,000円との事です。この他に作業時間もありデジタル化に移行する事で費用対効果は見込めると考えられます。今、時代は転換期を迎えておりウイズコロナで私たちはコロナと共に生きていくことを求められております。新しい生活様式や新しい仕事の仕方が必要になってきました。総務省も地方自治体のテレワーク導入促進について積極的に取り組むように求められており、有益な財政措置も用意されております。そこで当村でのペーパーレスとデジタル化導入について村長の考えと、デジタル検討プロジェクト会議やデジタル化委員会等の設置についての考えをお尋ねします。また総務省では情報通信技術ICTやデータ活用を通じた地域の課題解決に精通した専門家、地域情報アドバイザーを自治体に派遣していますが、この制度の活用についてもお尋ね致します。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） 私からは、3番一ノ瀬議員の質問に対してペーパーレスとデジタル化への取り組み現状と課題についてお答えを致します。まず、ペーパーレス化についての質問ですが、一ノ瀬議員からご指摘のありました印刷枚数等については、役場庁舎内に設置しているコピー機の使用枚数及び使用料になります。このコピー機で印刷している主な内容は、収入および支払い関係の決済伝票、各会議時の資料、関係機関への申請に関する資料、カラー印刷時の広告

チラシ関係が主な内容となっております。現在の使用内容をデジタル化していくとすれば、収入および支払い関係の伝票については電算共同化による公会計財務システムを使用しておりますが、電子決済が可能なシステムに更新する必要があります。会議の資料については各会議の参加者は村民の方が多岐にわたり、大勢の方が対象になりますので、会議の都度タブレットを貸出して対応するのが効率的と思います。関係機関への申請については、まだ用紙での提出が数多くありますので、申請先の動向を注視し検討が必要です。また、カラー印刷時の広告チラシについては必要性など検討しないといけないと考えております。

次に、デジタル化についてですが、国では地方行政のデジタル化に向け、地方公共団体の情報システムの標準化、自治体の業務システムの統一及び標準化の加速策について、自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進計画の策定などを進めております。また、長野県では、この状況に対応するために、長野県先端技術活用推進協議会を立ち上げ、長野県や全市町村 77 市町村を含む 85 団体が参画し取り組みを進めております。この協議会の事業として、スマート自治体ワーキングを行い、当村を含む 30 団体が参加し実施しております。詳しい内容は個別検討チームとして、ロボットによる業務の自動化RPA、人工知能AI、電子テキスト化装置OCRチームや、AI音声文字起こしチーム、勤怠管理・電子決済・文書管理システム及びビジネス共通ツールでのチームで今年度末を目途に個別検討を進めております。当村としての対応は、今年度の11月4日に知恵の輪委員会で、長野県企画部先端技術活用推進課へ派遣されている、ソフトバンク株式会社CSR本部の村元氏を講師に招き職員を対象に村長、私、教育長も同席し自治体デジタルトランスフォーメーション及び、基礎知識や今後の進め方などについて勉強会を実施しました。また、先程の答弁にもありましたが、スマート自治体ワーキングに総務課の総務係長が参加して行政のデジタル化にむけて取り組んでおります。以上答弁といたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。ペーパーレスとデジタル化への取り組みの今後の予定についてでございますが、行政のデジタル化については、菅政権において、デジタル庁を来年秋に設置すること、押印を廃止すること、自治体DX推進計画を年内に策定して、2025年度末までに必要な自治体デジタルトランスフォーメーションを完成するための工程表を省庁の縦割りを乗り越えて作成してほしいと意思表示するなど、行政のデジタル化への取り組みが加速化されております。当村におきましても、行政のデジタル化については、職員の勉強会を開催するとともに、私が副委員長を務めております「長野県市町村電子自治体推進委員会」で取組を進めておりますし、「長野県先端技術活用推進協議会」に参画をして、スマート自治体ワーキングで検討を進めているところでございます。ペーパーレス化についても、副村長が答弁した現状と課題について精査をするるとともに、スマート自治体ワーキングで行っている電子決済・文書管理、ビジネス共通ツールについての検討結果を注視し、行政のデジタル化の対応の一環として、現時点ではプロジェクト会議や委員会を設置するのではなく、国・県の動向及びスマート自治体ワーキングでの検討結果に基づき、知恵の輪委員会で検討していきたいと考えております。また、各分野についてデジタル化を行っていくには、システム開発が必要になりますので、開発コストの軽減を図るために、現在当村も参画しています基幹系システムにおいて、クラウド等の電算システムの共同化を行っております長野県市町村基幹系システム共同化委員会でシステムの共同開発ができないか検討をしております。そして、総務省で行っています、情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じて地域課題解決に精通した専門家の「地域情報化アドバイザー」を委嘱し、地方公共団体等からの求めに応じて派遣をします地域情報化アドバイザー

一につきましては、専門家の旅費・謝金に係る申請者の負担がゼロで、1回の派遣申請につき最大3日まで派遣をしていただく制度でございますので、先程答弁しました検討結果により申請していくかどうかを調整してまいりたいと思います。以上答弁と致します。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 最初に副村長に再質問いたします。ペーパーレス化の課題と方策は収支伝票は電算共同化による公会計財務システムを使用しており、電子決済が可能なシステムに更新する必要があること。また会議の資料の配布については会議の都度タブレットを貸し出す案が効果的でデジタル化が可能との事ですので、答弁のようにペーパーレス化を推進していただきたいと考えております。また、関係機関への申請については今後オンライン申請が進んでいくと考えられますので、当面は用紙とオンライン申請との併用で進められていくのではないかと考えております。広告やチラシ、広報誌等は住民全員に見ていただく必要がありますのでペーパーレスには当面は移行できない箇所かと私も考えます。しかし、会議資料は用紙でなくても出来る場所は副村長の答弁のとおりタブレットを貸し出す案が良いと思われれます。今後削減目標を決めて計画的にデジタル化を進め、用紙の使用量が削減できれば良いと思います。また、国の自治体デジタルトランスフォーメーション、DXと呼んでいるようですが、長野県版のスマート自治体ワーキングの推進にも当村も参加しているということで、本年度末を目途に個別の検討を進めていくとの事ですので、副村長の答弁のように当村でのデジタル化が進んで行くことに期待をしております。そこで知恵の輪委員会でデジタル化の勉強会や推進をしていくとの事ですので、知恵の輪委員会での検討結果の情報公開を議員や村民に希望しますが、知恵の輪委員会での情報公開について副村長の考えをお聞きします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問についてお答えを致します。知恵の輪委員会等で検討した結果についての情報公開でございます。先ほど村長の答弁にもありましたように、国でも行政のデジタル化に向けては加速化して取り組んでいくということが報道されております。当村と致しましてもこの波に乗り遅れないように取り組んでいくように考えております。そこで各、今まで説明してきた協議会等での内容、そして知恵の輪委員会の内容については議会の全員協議会等でその都度報告をさせていただくように考えております。また村民の皆様の公開につきましても、ある程度方針が決まる段階として、決まる過程について必要であれば情報公開を行っていくよう考えております。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 副村長の答弁のとおり、知恵の輪委員会の取り組みと情報公開を今後期待しております。次に、村長に再質問をいたします。先ほど字引議員の質問にもありましたが、藤澤村長早くからデジタル機器を駆使してSNSで会議内容や行事等の情報発信とドローン

による村の上空からの写真の投稿が毎日行っており、県内でもデジタル村長として有名です。また、長野県市町村電子自治体推進委員会の副委員長でスマート自治体ワーキングで検討を進めているとの事ですので、村長が先頭になって村のデジタル化を推進していくものと期待しております。

次に、新型コロナウイルスの流行により村民との行政懇談会が延期されておりますが、今後とも各地域の住民との意見交換が3蜜回避のため困難な状況になってきています。そこで私はインターネットによるオンライン会議、ウェブ会議を提案したと考えております。このオンライン会議は議会が開催しました議会改革の公聴会においても公述人からインターネットを活用したオンライン会議の提言がありました。議会と住民との懇談会もオンライン会議ができれば3蜜や感染症を気にせずに開催出来て、住民との声を聴き意見交換ができることはコミュニケーションツールとして有効と考えております。このオンライン会議はICT環境の整備が必要となります。一例をあげますと、地区の公民館にインターネット環境を整備する。二つとして地域にタブレット端末を貸し出す。3つとして大型のモニターを設置して見えるかする。4、安全なクラウドシステムを利用する。5、セキュリティ対策等です。ICT環境の整備により行政懇談会や自然災害時における避難所での避難状況の確認、情報公開が容易にできて非常事態に適切な判断ができると考えます。そこで地区とオンライン会議ができるICT環境の整備を知恵の輪委員会で検討していただきたいと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。村政懇談会等をオンライン会議で開催して、そのために知恵の輪委員会でICT環境の整備をとということでございますが、現在でもオンライン会議いろいろな場面で私も参画をしております。明日も行いますが、阿部知事はじめ県の担当職員と、私町村会の理事という立場で新型コロナウイルス感染症の対策などのテレビ会議を県防災テレビ会議システムで行っておりますし、11月30日には小学校でGIGAスクール対応タブレット端末引き渡し式が行われまして、ズームで私は参加をさせていただきました。現在真島係長もスマート自治体ワーキングのテレビ会議に参加しておりまして、その他にも職員がテレビ会議等で研修を受けている状況でございます。来週には長野県市町村自治振興組合の皆さんが来まして、テレビ会議や電子決済などのデジタル化について協議をすることになっておりますので、今後は村政懇談会、各種会議もオンライン会議等で開催できないか検討してまいるとともに、先ほどICT環境でございますが、今回w i - f i の環境が南部交流センター、役場、B & G、それから宇留賀公民館と、そういうものをまた多くw i - f i 環境を拡げていくとともに、皆さんパソコン等をお持ちですので、当然スマホも持っております方が多いですから、そういうものを駆使してズームなんかで会議はできると思いますので取り組んでまいりたいと思います。以上答弁と致します。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 村長には建設的な答弁いただきましたので、今後早期にオンライン会議ができるように期待しておりますのでよろしくお願ひします。次の質問を行います。

○議長（平田勝章君） ちょっといいですか。空き家だね。

○3番（一ノ瀬貞男君） 時間ですか。

○議長（平田勝章君） ちょっとね、1時間になりましたのですみません。

○3番（一ノ瀬貞男君） じゃ次の質問は休憩の後ですね。

○議長（平田勝章君） 休憩後をお願いします。ここで1時間ごとの休憩ということで休憩にしたいと思います。再開を11時15分にしたいと思います。

[休憩]

○議長（平田勝章君） はい、すいません。皆さんお揃いの方ですので少し早めに始めたいと思います。一般質問の続きを行います。一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） それでは、次の質問を行います。空き家バンクの移住実績と移住者のフォローについてです。新型コロナウイルス感染症の流行により地方への移住関心が高まったと言われております。当村での空き家バンクの状況と移住者の推移についてお伺いいたします。前回私は平成30年9月の空き家調査の時に調査をしていただきました結果を列記しましたが170戸の空き家があり入居可能な住宅と、修繕すると入居可能な住宅は31戸と報告されておりました。その後村では移住定住及び空き家対策事業補助金を新設し、空き家の改修や解体費用の補助を行い移住定住空き家対策を進めてきました。令和2年度からは移住定住が進むように公営住宅、村営住宅、空き家の有効活用を図るため、各部会との事業と連携することで、定住人口の増加を目指していますが、今年度の空き家バンクの登録件数と移住実績、連携状況についてお聞きします。また、移住者の移住後のフォローについてお伺いします。新規移住者が地域住民と良い関係でお付き合いをしているのか、また生活面での問題や困りごとがないか等、移住者のフォローが必要と考えますが、現在どのようにしているのか相談等の対応状況についてお尋ねします。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 3番一ノ瀬議員の空き家バンクの移住実績と移住者のフォローについてのお尋ねにお答えをいたします。今年度の空き家バンクの登録件数と移住実績、連携状況についてでございますが、今年度に入ってから新規の空き家バンクの登録件数は5件で、うち4件が契約済みとなり残る1件も契約できる見込みとなっております。契約が済んでいる4件のうち、すでに転入された方は2件で、あとの2件の方につきましても家の改修等が済みしだい転入をされてくると予定とお聞きをしております。その他、以前から空き家バンクに登録されていた物件も契約がされ、本年度になり3世帯が転入をしております。庁内の連携についてでございますが、空き家の情報提供や、空き家バンク登録に向けた空き家所有者への接触と制度の活用を周知するよう全職員をお願いをしているところでございます。その他、空き家に付随する

農地の所有権移転をし易くするため、農業委員会において所有権移転の要件である下限面積の緩和について協議をしていただき、生坂・北陸郷は30a、東広津は20aという農地の異動の下限面積要件につきまして、空き家利用の場合は1aに引き下げとなったところであります。また、空き家や移住についての問い合わせがあった場合には、村内への移住が進むよう村営住宅の担当とも連携をしているところでございます。

次に移住後のフォローについてでございます。空き家バンクを利用しての移住者につきましては、村や地域の状況、利用できる補助制度などの説明など、きめ細かに説明をし対応しております。補助制度の他にも、空き家バンク制度利用者に限り生坂大好き隊員が家の中の片付けの手伝いを行うことも行っており、大変喜ばれております。生坂大好き隊で空き家バンクを担当していただいております山田隊員ですが、地域の役員への紹介や要請されればあいさつへの同行をしており、村内で移住者の顔を見れば声を掛けたり、メールでのやり取りも行っており、いつでも相談への対応はしており、また、していくよう心がけて居るところでございます。今年度行いました地域発元気づくり支援金事業のリノベーション塾参加者に移住者が多く、移住者とのつながりが必要でフォローが大切だという事を感じた意見も聞いております。困りごとがあればいつでもご相談にに応じてまいりますので、村づくり推進室にご相談いただければと思いますし、広報にも努め移住・定住につながるよう村づくり推進室が窓口となり庁内での連携を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 村づくり推進室長に再質問いたします。今年度に入ってから新規の空き家バンクの登録件数は5件で、うち4件が契約済み、残る1件も契約できる見込みとのことです。また以前から空き家バンクに登録されていた物件も本年度になり3世帯が転入しているとの事で、当村においても地方への移住者が増えているようで今後も3密の少ない地方移住が増えて来ると考えられます。少子高齢化の進む当村では人口増加に空き家バンクの利用で移住者が増えていくことに期待がされております。現在村のホームページを見ますと空き家情報の写真が3軒アップされておりますが、村内にはまだ沢山の空き家があると思いますが、入居可能な住宅は現在何軒くらいあるのでしょうか。また、空き家所有者の接触と制度の活用を周知するよう職員に指導するとの事ですが、所有者にはどのようにして村の空き家バンクに登録するように連絡しお願いしているのでしょうか。また連絡の取れない所有者はいますでしょうか。現在の交渉状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） お答えを致します。はじめに利用可能な空き家の軒数についてのお尋ねでございます。今年の春先から本年度に入りまして、過去に行いました空き家の実態調査の結果に基づき生坂大好き隊員にお願いしまして利用可能と思われる空き家について調査をしていただきました。その結果50軒程度の、目視でございますが、外観からの目視でございますが50軒程度の空き家については利用可能ではないかという事でございます。まあその方々に所有者への連絡の方法等を含めての答弁になりますが、その50軒の皆様は4月から5月にかけてチラシをお配りしまして、空き家バンクの登録、利用についてのお知らせの通知を發出をさせて

いただいたところでございます。でその内、返信、あて先不明等また、すでに利用されているような物件もございましたので、実際には35軒ほどの方との通知のやり取りができたわけなんです、35軒のうち村の方への問い合わせがありましたのは4件、5件、4件ですね、4件の問い合わせがございまして、その4件につきましては先ほど答弁でございましたが本年度の空き家バンクへの登録、そして契約に至ったと、そういった物件になりますので、そうした事を空き家の所有者にそうした実績、実情を空き家の所有者にお知らせしていくことで更に登録ができるような体制を整えていきたいという事で、そうした事も職員の方に周知をして接触を図っていただきたいという事で考えております。以上でございます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、状況はよくわかりました。あの35軒ぐらいはまだ利用可能なところがあるという事ですので、今後とも所有者に働きかけて空き家バンクの方に登録をして、そして空き家バンクの登録が今3軒という事ですので、なるべく多くなるような方法で動いていただければと思います。最後になりますが、移住後のフォローについての質問で、空き家バンクを利用している移住者は村や地域の状況、利用できる補助制度などの説明、きめ細かに説明して対応しているとの事です。また大好き隊が家の中の片づけの手伝いを行い大変喜ばれているとの事です、移住者にも感謝され大好き隊のモチベーションの向上にもつながっているものと思われれます。地域住民と良い関係を築くことや移住者の相談に乗ることは長期の定住に重要なことと考えられますので移住後のフォローを定期的に行うように空き家バンク事業の作業標準書入れて活動していただけますように提言いたしまして私の一般質問を終わりにします。

○議長（平田勝章君） 次に、5番、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 5番の瀧澤龍一です。通告に基づき質問を行います。今回は村管理の施設の管理状況について質問します。この質問は、最近水鳥公園の環境整備状況とか、やまなみ荘下のマレットゴルフ場の整備状況、若コミ、若者コミュニティセンターですか、この辺の駐車場周辺のですかね、整備等見ても管理がされているとは思えないような、そういった状態が見られます。このような状況は村のイメージを落とす要因ともなり、改善が必要だと考え、これがどのような判断で整備がされているのかをお聞きしたく質問をするものです。また、山清路大橋が完成した後、村道となる所を遊歩道にするとの考えがあるようですが、この構想がよく見えていませんので、この2点について質問します。

最初に村が管理している施設がどの位あり、その管理担当者はどの部署となっているかお聞きします。ただし、施設に管理人や職員が常駐若しくは月一回以上の定期的な点検を行っている施設については除いて説明をお願い致します。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君）　それでは5番瀧澤議員の質問についてお答えを致します。村の施設で管理人や職員が常駐していない施設で各部署により直営で管理している施設については、総務課で若者コミュニティセンター、振興課で日岐区の水鳥公園、山清路の宇留賀区側トイレ、教育委員会では、総合運動場、マレットゴルフ場やクラブハウスなどを含めたスポーツパーク、屋内ゲートボール場のほか、入居していない教員住宅があります。以上答弁と致します。

○5番（瀧澤龍一君）　議長。

○議長（平田勝章君）　瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君）　村が管理しているところはいくつかありますが、時間の関係で最初に挙げました公園関係で日岐の水鳥公園、それからスポーツ施設としてやまなみ荘下のマレットゴルフ場、それから建物周辺の管理ということで若者コミュニティセンターの周辺の、この3か所の管理方法について再度4点ほど質問を致します。1つはどのような状態を保つのかといった基準はありますか、という事。それから2つ目は点検は誰がどのような頻度で行っているか。3つ目に不具合があった時の整備はどのようにしているか。それから4つ目に環境整備の予算はどのようになっているか。このような内容について担当部署の説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君）　議長。

○議長（平田勝章君）　はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君）　それでは、ただ今の質問についてお答えを致します。総務課で管理している若者コミュニティセンターの駐車場周辺の施設について、現在の所、管理基準は定めていません。点検については担当係長が点検していますが点検時期は定めておらず現状に応じて確認を行っております。施設内で修繕箇所や不具合がある場合は状況を確認して対応をしています。環境整備についての予算化はセンター内の年1回の床や窓の清掃と定期的な施設内のトイレ等の清掃に関する予算で118千円を予算化し、年1回の清掃は清掃業者に委託しトイレ等の清掃は1カ月に1度シルバーセンターに委託し行っていただいております。駐車場周辺の除草についてはシルバーセンターで薪ステーションの除草をする際に年間2回ボランティアとして行っていただいております。以上答弁と致します。

○振興課長（中山茂也君）　議長。

○議長（平田勝章君）　はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君）　水鳥公園の関係につきまして答え致します。水鳥公園の管理につきまして、特に基準は設けてございません。公衆トイレも設置されておりますのでトイレ清掃と草刈り作業について生坂シルバーセンターへ委託して実施しております。草刈り作業は例年ですと2回ほど行っておりますが、今年につきましては8月に実施をしたところでございます。不具合があった場合は振興課で対応しております。環境整備の予算につきましてはシルバーセンター委託料を予算計上し執行しております。また、山清路につきましても特に基準はなく環境整備は山清路保勝会へ、そして山清路のトイレの清掃でございますが、こちらはシルバーセンターへという事でそれぞれ委託をしているところでございます。環境整備については例年2回、4月と11月に行っていただいております。新型コロナウイルスの関係で今年4月に行ったのみでございます。

不具合等があった場合につきましては、振興課にて対応、環境整備の予算等については、山清路保勝会委託料を予算計上しまして執行しているところでございます。以上答弁と致します。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それでは教育委員会の関係の、やまなみ荘下のマレットゴルフ場の管理状況についてお答えいたします。やまなみ荘下のマレットゴルフ場の「どのような状態に保つのか基準はあるか」とのご質問につきましては、現在、明確な基準というものは、特に定めてございません。次に「点検はだれがどのような頻度で行っているか」についてでありすけれども、不定期ではありますけれども、教育委員会の担当職員が、シルバー人材センターの事務局の方の協力をいただきながら点検を行っております。また、草刈り作業や除草剤散布等を概ね月一度程度でございますが行っております。「不具合があった時の整備はどのようにしているか」という事ですが、旗などの備品の破損や交換などにつきましては、担当職員により対応をしております。コース整備等、規模の大きな補修については業者等に相談し、適宜対応しております。「環境整備の予算」についてでありますけれども、やまなみ荘下マレットゴルフ場を含むスポーツ施設関連の周辺環境整備用の経費と致しまして、教育費保健体育費に修繕料、それから消耗品費委託料等を計上させていただいております。以上答弁とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） どの部署もですねえ、どの施設にも、どのような状態に保つかっていうこういった管理基準っていうのは全て今無い様な状況のようです。それから点検に関しても水鳥公園は点検はされておらず、その他は不定期に担当職員が行っているとの回答でよろしいでしょうか。また、草刈り作業はシルバー人材センターに年2回水鳥公園は委託、若コミはボランティアで、マレットゴルフ場は月一度程度草刈除草散布を委託していると。予算はその作業内容でいたい計上されているようですが、この委託内容はどのような内容で交わされているのか、特に公園の作業の中にはトイレもありますけれども敷地内の庭木、生垣、歩道、芝などいろんな管理作業がありますが、この辺一番多いところで、まず振興課長の方にまず、どのようなその委託内容で契約というかね、そういったことを結んで作業していただいているのか説明をお願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 答え致します。公園管理に关します委託の内容についてという事でございますが、水鳥公園の場合につきましては先ほどお答えしたとおり、だいたい年2回程という事でございます。だいたい春先6月位から8月くらいという事で、その都度担当職員の方で公園に行きまして状況等を確認したうえでシルバーセンターと打ち合わせをしながら実施をしているところでございます。細かな作業の内容といいますか内訳ではございますが、その時の公園の状況によりまして、例えば草が繁茂していれば草の方が主という事でもありますし、例えば春先になりまして柳の木がだいぶ荒れてきていけばちょっとその時期に柳の木をちょっとお願いし

ますとか、その都度その時期の内容に応じて一括してシルバーセンターの方へお願いをしているというような状況でございます。以上答弁と致します。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 今だいたい年2回ぐらいというよう事で作業を委託しているという事ですが、細かい所はその都度、そのだいたい年2回の月ごとに確認しながら整備をしているという事のように、その他のところで部署で違った委託をしているというのがあればお聞きをしますが。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） やまなみ下のマレットゴルフ場の委託の関係ですけれども、今年度のちょっと実績を申し上げたいと思います。まず、11月末現在という事でご了解いただければと思いますが、まず4月それから5月、7月、9月ですか、それぞれ除草剤の散布という事で行っております。また10月につきましては総合運動場の方と合わせてという事ではありますけれども、草刈り作業の方を委託させていただいております。以上であります。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） マレットゴルフ場の方は月一くらいで除草を行っているというような事ですが、これ聞いているとだいたい作業内容については、都度内容を担当職員と業者、シルバーが多いんですがそのこのメンバーと打ち合わせをしてやっているという、そう言った内容のようですが、その担当職員が巡回しているかどうか、先ほどの前の所に戻るんですが不定期だとか、そんなにきちっと計画的に点検をしているような様子がないので、そこが無いと荒れたまま放置されているような状態が出てくるというようなことがあると思います。ここで水鳥公園とマレットゴルフ場の整備状況の参考資料がありますので配布の許可を求めます。

○議長（平田勝章君） はい、許可します。

[事務局：配布]

○5番（瀧澤龍一君） 今2枚資料をお渡し、あっ、1枚か、裏表。2枚になっているようですが、水鳥公園とそれからマレットゴルフ場の状況の写真、ちょっとわかりづらい所もあるかと思いますが、水鳥公園の方先見ていただくと、一番左側の方が8月に草刈りをされたと、今年は8月にされたという事ですが、その作業をする前の時の写真ですが斜面側の方に植えられた花木や遊歩道の生垣はですねえ、つる草に覆われて遊歩道に立ち入ることもできないような状況、またその中に植えられた花木はですねえ、見る影もないというような、そんなような状況です。その右側の方に現在って書いてありますが、これが11月か12月くらいの所なんです、その8月

に行った草刈の後のこの写真を見てもですね、その後の生垣や花木に絡みついた草が枯れてそのままになっているような、そんな状況です。私が7年前にシルバーで水鳥公園の整備をしたことがあるんですが、その時にはですね、歩道の所には草がない事とかですね、敷地内の草刈りをした時は草の刈りっぱなしとかじゃなくて、指定の箇所にまとめていたりとかですね、生垣や花木の選定をしてくださいますとか、つる草の除草、除去ですね、その辺をしてくださいますみたいな、結構内容を細かくですね、それで見た目もきちっとされるような委託内容をとっておりました。現在を見ると、ちょっとそのような事とは委託内容が非常に変わってるのかなって思われるような状況です。それから、次のマレットゴルフ場の方ですけど、これは10月7日の時にですね、たまたま区のマレットゴルフが、上生坂の区のマレットゴルフがあるっていう事でその前にグラウンドをちょっと見たんですが、これを見ていただければ月に除草剤を撒いているだとか、草刈りをしているだとかですね、その辺が本当にやられているのかっていうような状況で、コースの中は草だらけで、このままだとマレットゴルフはとてもしゃないが出来るような状態ではないという、そんな内容でした。結局これは区の方で役員がですね、ここの草取りをしてマレットゴルフを行ったというような、そんな状況でございます。このような状態を見てですね、これで良しとするのかどうか、施設の管理者っていうのは現場を見ているんでしょうか。良くないなと思って予算の関係で整備をしてないのか。まあこの辺とかどうでしょう、担当課長としてお聞きします。まず振興課の方。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 答え致します。水鳥公園の関係でございます。草刈り等の環境整備についてでございますが、先ほどお話いたしましたとおり、担当職員の方で状況を確認しながらシルバーの方に委託しているというお話をさせていただいております。この写真の状況を見ましても昨年は6月、すみません、8月の1回の実施だったという事でもございますが、大変草が繁茂してしまっていて、こういった状況ではまずいというふうに私も考えております。今後はこのような事がないように、再度発生しませんようにシルバーとの作業方法の内容について、どのような内容でこういった時期でというような事を細かに検討し適正に管理するよう努めてまいりたいと思います。利用者の方々に気持ち良く利用していただけるよう努めてまいりたいと思います。以上答弁と致します。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） 教育委員会の関係につきましても、やはり草につきましても成長の度合い、季節によっても変わります点検の度合い等、回数重なる、また委託も内容につきましても細かく指導というか担当の方から発注しまして、気持ち良くそれぞれマレットゴルフの方もプレーできるように努めたいと思っております。以上です。よろしくお願ひします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ見ていただければ、これは良くないってのが誰でもが思う状況だと思います。何が一番問題なのかっていう事なんですけど、このような状態を改善するにはですねえ、どの施設においてもですねえ、どのような状態に保つのかというような基準が全くない、どこの部署、どこのいろんな箇所があるんですけども、そこの管理する基準というものが全く作られていない。作業を委託するにしても、点検をするにしてもですねえ、担当者の感性によって判断がまちまちになってしまう。管理の基本となる基準を明確にするっていう事が第一であって整備作業を委託する場合はですねえ、その維持すべき状態とか管理基準を委託先とも明確にして、その辺を考慮した経費っていうのはやっぱり見込んでですねえ、また天候等で異常が発生する場合もあるかと思うんですが、除雪費を見ればあれなんですけど、天候があれした時には補正で予算を組むとかですね、そういったことまできちんとしてないと管理がされてるとは全く言えない状況になるかと思えますんで、この辺どう考えられるか副村長お願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい、今の瀧澤議員の方からご意見をいただきました。確かにこの写真を見ると本当に村民の皆様が親しまれる公園なのかなというふうに私も心を痛めております。私の副村長としての管理の不行き届きなのか不十分なのか、また担当部署としっかりと検討をしていきたいと思えます。そしてまた同時にこの12月月末には予算編成会議を行います。そして来年度の予算査定を行っていくわけなんですけれども、そこに各所管と調整をしまして、今各部署から答弁があったんですけども、シルバーセンターの方で委託管理をしていただいておりますので各担当部署とそれとあとシルバーセンターも交えて合理的に、かつ効果的に整備ができるような方法というのでも検討していきたいなというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ今回この提案というのは、管理するためには基準がなければ始まらないよと、で基本、また点検だとか監視業務に関するこの計画性が全くないとかですね、こういった声に対する指摘でございます。まあ副村長の方からですね、またきちっとその辺を補正していくっていうお答えをいただきました。ぜひこの辺きちっとやっていただければと思います。次に、新たに旧山清路橋周辺の所が村の管理となるという事で…

○議長（平田勝章君） すみません、質問が途中になっちゃうもんですから、ここで昼食の時間にして午後に回したいと思いますですがよろしいですか。

○5番（瀧澤龍一君） そんなにかからないよ。10分、そんなもん。

○議長（平田勝章君） そうですか、はい、わかりました。それじゃあ続けてください。

○5番（瀧澤龍一君） という事で、旧山清路橋周辺の遊歩道化の構想についてですが、この後が平田議員の質問とダブる所が非常にありますので、私の方は最小限の質問にさせていただきます。あの新たな施設だとか、この辺トイレだとか休憩所等のものは設置されるのか。この施設

や遊歩道全般の防犯対策とかですねえ、保守管理に関するこの辺の所の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは5番瀧澤議員質問にお答えをいたします。旧山清路橋周辺を中心とした遊歩道の整備における新たな施設の設置計画の有無についてでございますが、現時点で計画はありません。ご指摘のトイレや休憩施設、そのほか防犯対策や保守管理等につきましては、県からの払い下げを受けましてから、地元の要望もお聞きして、全体的な検討の中で進めていきたいと考えております。そこで、13日に開通した山清路大橋は、犀川上流側に歩道を整備していただきましたので、旧道を遊歩道として整備をしますと共に、山清路を周遊ができ、山清路隧道からの溪谷美や島台の松、春の八重桜など四季折々の風景を楽しんでいただけたらと思っております。またそれらに加え、金戸山百体観音の鷲の平集落側の板東33番から西国33番へ行き、秩父34番を見て回るトレッキングもできますので、山清路一帯でゆっくりと楽しめる観光地を目指してまいりたいと思っております。以上答弁と致します。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まああの山清路大橋の完成で旧道を遊歩道として整備し、山清路隧道からの溪谷美の美しさや島台の松、春の八重桜など四季折々の風景を楽しめる、加えて金戸山百体観音の鷲の平集落側を見て回るトレッキング。この辺の中で山清路一帯で楽しめる観光地を目指したいというように考えておられるようですが、実際はまだ現時点では計画はされておらないという事で、トイレとか休憩施設、その他防犯対策や保守管理については県からの払い下げを受けてから、地元の要望も聞きながら、全体的な検討の中で進めていくというような内容でございます。検討の内容に特に忘れがちな、完成後の敷地内の保守管理ですがこの辺の事を今までの公園とかでねえ、村の管理というような感覚で管理基準というのをきちっと明確にしてですねえ、点検とか整備方法などの基準を守るため必要な棟数だとか経費ってのもきちっと分析していただいて、予算計上をしていただき、今回の前半の質問と同じような状態にならないというような事は是非していただければいいのかなと考えております。まあこの辺ところ、村長のお考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番、瀧澤議員質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおり前半の維持管理につきましては行き届かなかった所がございまして、来年度はシルバーセンターの皆さん等をお願いをしながら管理を徹底したいと考えております。山清路の保守管理、村の基準もしっかり定めながら予算計上をするようにという事でございますが、山清路の維持管理につきましては今後山清路保障会の皆さんをはじめ、地元の皆さん、また議員各位とも相談をさせていただきながら環境保全に努めていきたいと思っておりますのでご理解をお願いして、答弁とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まああの村管理の施設、この辺の維持管理という面ですinee、今回いろいろ基準を作れだとか、監視をきちっとしろだとかですinee、そういった計画をきちっとして、そして誰が見てもですinee、きちんと管理されている使いやすい良いところだなというような、そういった事を是非できるようにしていただければと思います。まあその辺を望んでですinee、来年3月の補正予算じゃなくて、新規予算ですね、その辺のところでのどのような改善をされているのか、またお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願いします。以上を持ちまして私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） はい、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は午後1時とします。

[昼食休憩]

○議長（平田勝章君） 再開いたします。午前中に引き続き一般質問を行います。これより、私が一般質問を行いたいと思いますので、進行を副議長と交代いたします。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 議長を交代いたしました。一般質問を続けます。次に6番、平田議員。

○6番（平田勝章君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 6番平田です。通告に基づき一般質問を行います。村の特産品が高齢化で途絶えてしまう、継続できる仕組みが出来ないかという事で、当村では少子高齢化で、農業は跡取りがいなくなり、農業公社や個人で運営している方に依頼するなど何とか維持している状態ですし、林業も仲間通しで集まって整備をしておりますが、山では特に木の伐採は危険が伴いますし、切った木を運び出すのも大変な重労働です。このような現状の中でやはり林業も後継者がいなくなり将来どのようになるのが危惧しているところです。このように色々な職種で後継者不足が起こっております。今回の質問では、特産品の中でも灰焼きおやきや竹の子を使ったご飯の素などを作る人が高齢化で、後に続く人がいなくなるなどの状況にあります。現在灰焼きおやきは赤羽のおやき、かあさん家、粉もん工房、勝家のおやき、最近始めたやまなみ荘など5軒が製造しており、それぞれ特徴を出しながら販売し頑張っております。特に粉もん工房は荒れた山を整備し、そこから切り出された薪を使って灰焼きおやきやピザを提供しておりますし、竹の子を使った製品づくりは村内の荒廃地に竹が繁茂してきており、竹藪が広がっている状況です。この状況から竹の子を使って特産品を作ることを計画し、ハチクの会を立ち上げております。主に70歳代が中心で活躍されております。どちらも立ち上げ時には県の元気づくり支援金や村の絆

づくり支援金を活用しながら運営してきましたが、後継者が少なく将来成り立たなくなるのではないかと多くの方が心配しております。そこで、地域おこし協力隊に目をつけたわけですが、そこで、地域おこし協力隊の活動は、高齢者の見守りや日常生活などの応援を主に活動されていると思いますが、特産品の開発や特産品の継承など専門的な内容について活動ができないかについて質問をしたいと思っております。そこで、特産品の継承ができる協力隊の採用は出来ないでしょうか、について質問させていただきます。

○村づくり推進室長(藤澤正司君) 議長。

○副議長(一ノ瀬貞男君) はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長(藤澤正司君) 6番平田議員の特産品が高齢化で途絶えてしまう、継続できる仕組みができないかというご質問の、特産品の継承ができる協力隊の採用はできないかという件につきまして答弁をさせていただきます。

村内には、特産品・伝統食の加工を行う事業者やグループ等があり、それぞれに活動がされております。これは議員がおっしゃるとおりでございます。しかし、それらを継承していく後継者不足が心配されており、特に村の伝統食の代表であります灰焼きおやきは一時よりも店舗数が減少してきているため、村では昨年8月からおやきを念頭に置いた地域伝統食文化の継承に関する業務に従事する地域おこし協力隊員の募集をしてきたところでございます。今年になり応募者があり、面接を行った結果本年10月から1名の隊員を採用し、やまなみ荘のおやきづくりの支援をいただいているところであります。今後の担い手の一人となっただけできるよう期待をしているところでございます。以上でございます。

○6番(平田勝章君) 議長。

○副議長(一ノ瀬貞男君) 平田議員。

○6番(平田勝章君) 昨年は1月の採用者があったわけですが、今後の担い手を増員し伝統食の継承はすぐには出来るわけではありません。技術的に1か月、若しくは2か月以上の訓練が必要ですし、それぞれの特徴を出すには更に時間がかかると思います。要望のあったグループの受け入れが可能ならば協力隊員の配属は出来るでしょうか。再質問したいと思います。

○村づくり推進室長(藤澤正司君) 議長。

○副議長(一ノ瀬貞男君) はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長(藤澤正司君) お答えを致します。特定のグループに対する支援という事かと思いますが、地域おこし協力隊員につきましては地域の支援について業務を行っていただくという事でございます。で、今回採用いたしました地域おこし協力隊員、やまなみ荘でのおやきづくりににつきましては、おやきづくりの経験を積んでいただくという事でその後の担い手となっただけのための期間、3年間で何とか技術を習得し次に繋げていただきたいと、そういったところで採用したところでございます。で、3年後であればそういった方を活用していただくことは可能かと思いますが、3年間の地域おこし協力隊員中に特定のグループの収益のために業務に当たっていただくという事は困難かと思っております。以上でございます。

○6番(平田勝章君) はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 活動をですねえ、土曜日、日曜日、祝日以外の平日稼働日の中で村民と一緒に活動ができれば、可能であれば村の施設を借りて今までのように活動は可能と思いますが、協力隊だけで活動することは可能でしょうか。またその場合隊員の賃金はいわゆる国、国の支払いって言うんですかね、協力隊の方から出るというような事になるでしょうか。そのことについてお答え願いたいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 平日に村の施設を使用して地域おこし協力隊員のみ活動は可能か。またその場合の報酬についてのお尋ねかと思えます。地域おこし協力隊の伝統食文化の継承を業務として採用する場合には、その活動は村有施設で行っていただくという事を考えております。業務内容によっては村有以外の施設を利用する場合もございますが、その場合であっても隊員は村が支援のために委嘱をして村が指定した施設での活動となりますので、その範囲の中で隊員のみ活動という事であるならば活動は可能かと思えますが、先ほども申し上げましたとおり特定のグループに限った場合となるとまたそこは別の判断になってくるかと思えます。で、地域おこし協力隊の活動中に作った物の売り上げと報酬の関係につきましては、現在行っているおやき製造の支援業務では、販売したものはやまなみ荘の収入となり、隊員の報酬は地域おこし協力隊の経費から支払っております。地域おこし協力隊は地域で様々な分野の応援・支援など地域協力活動に従事し、その活動に対する報酬は地域おこし協力隊の経費での支払いという事になっておりますのでお願いをしたいと思います。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 地域おこし協力隊が将来ですねえ、おやきで生計を立てるには、やはりその灰焼きおやきだけでなく何か別のものを考えなければいけないと思うんです。そうしないと生計が立てられないなと思うんですけれども、それらの研究をするためにはですねえ、材料代や研究費用などが必要となります。そこで材料代や研究費、或いはSNSに投稿するなどのパソコンの貸与なども協力隊の経費から支出ができるのでしょうか。そのことについて質問したいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 地域おこし協力隊が隊員として行うための様々な経費の内容についてのお尋ねかと思えます。地域おこし協力隊に対する国の財政措置につきましては本年度より440万円を上限といたしまして、その内報酬を240万円、その他の経費という事で200万円ということで特別交付税で措置される事となっております。報酬はあくまでも報酬でございます。

すが、その他の経費として活用できるものの範囲の例でございますけども、その隊員の活動旅費、作業道具等の消耗品、事務的経費、定住に向けた研修等の経費、住居・活動用車両の借上げ費、必要な研修・資格取得等に要する経費、定住に向けて必要となる活動に関する需用費という事で、その中に試作品の材料費、消耗品等となっております。定住に向けて必要となる活動に関する需用費の試作品の原材料費、消耗品等とありますが、試作品に対するものであり伝統食継承という研修も含めた業務でありますので、販売を目的にした製造で常に行われるものについてはそこから外れるものと理解をしております。またパソコン等の貸し出しにつきましても、隊員中につきましても現在も必要に応じ隊員等にパソコン等の貸し出しは行っており、実際にSNSへの投稿等も活動の中で行っていると、そういう状況でございます。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 確かに今のパソコンの貸与はと書いたんですけども、まあ今の事ですからパソコンはまあどっちかって言うと個人個人で今持っている、若い人は特に今持っているなと思います。次にですねえ、隊員の任期は3年ですけども、その施設を将来、隊員が望めば引き続いて隊員が起業することは可能でしょうか。要は村から借りた施設の継続は可能かっていう事で質問したいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 地域おこし協力隊員の任期満了後の村有施設の活用についてのお尋ねでございます。起業をして、あるいは起業準備のため村の施設を活用して製造・販売し個人の収入とする場合には、使用料などを村に支払う必要が出てくるかと思っておりますけども、細かいそういったものはまた別の段階となりますが、活用事体は可能かと思っております。これまでも、隊員により山清路の郷資料館をカフェとして使用されており、施設の有効活用にもなっておりますので、村内での起業を目指し公共施設・用地等の使用を希望する隊員には相談にのり支援も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 令和元年度ですね協力隊員は今全国で5,350人ほどだという事で書かれていますけども、その6割の隊員が起業しているというふうな書いてあります。村に残っていただき人口減少の一助になればいいなというふうな考えております。将来隊員の募集は出来れば若い隊員で家庭を築きたい方、村の特産に関心を持ち理解される人を募集していただければと思います。当村は人口減少が進み高齢化も年代が多い現在、おやきだけではなく生活は厳しいものがありますが、売れるおやきを考えてもらうなどの研究もしていただき、村の発展に寄与していただくことをお願いしてこの件の質問を終わりたいと思います。

次に、山清路地域周辺を観光スポットにすることが考えられるが、どのような整備を考えているかという事で、国道19号は雲根地域から対岸に新しい橋とトンネルが掘られ宇留賀地域に出ます。

更に次のトンネルが掘られ古坂地域に抜けるバイパス道路になりますと、山清路地域は交通量が大きく減少します。そうすると雲根地域から新山清路橋間は国道から村道として管理するようになりますし、新山清路橋から旧ドライブインや岩をくり抜いたトンネルがあり、生坂橋を渡ってそこから込地地域の間は県道管理から村道管理になります。遊歩道として歩くことが出来まし、そこから山清路大橋が完成したことによって、橋を渡って鷺ノ平地区まで足を伸ばして一周して歩くことが出来ます。山清路地域が国の管理や県の管理から村の管理になった場合、道路の維持管理・安全対策・観光の充実などが考えられますが、この地域の今後の方向性について質問したいと思います。そこで、どの程度整備された道路が村道に払下げとなるのでしょうか。危険な箇所の整備、道路の補修整備、壊れている箇所の整備などについて、どのようにされるのかについて質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 6番平田議員にお答えいたします。どの程度整備された県道が払下げになるのかのご質問でございます。平田議長ご指摘の通り、以前から旧山清路橋から込地地域及び山清路右岸のトンネル部分の道路については、バイパス開通後に村道に払下げとなり、遊歩道として活用を図る計画で進めております。危険箇所等の改修の状況でございますが、路肩の崩落箇所につきましては法枠工の施工が完了しております。今後は傷んだ路盤の舗装や生坂橋、公園橋の修復、危険箇所への侵入防止柵等の設置を予定しております。今後、これらの修繕等の整備対応が済んだのちに県と村で調整し譲り受ける予定で進めております。以上答弁とします。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 現在ですねえ、松本側のトンネルの手前にはですねえ、古いドライブインの建物が壊れた状態でそのままになっており極めてまずい環境にありますけども、この建物について村としての対応はどのように考えておりますか、について質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番平田議員の質問にお答えを致します。現状は大変悪い状況でございますので、来年度当初過疎債を使って取り壊しをしたいと所有者と協議をしているところでございます。あそこを駐車場にして遊歩道を歩いていただくというようなことで考えております。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 山清路橋・山清路周辺は観光面で遊歩道としての使い方が考えられて

いるという事ですが、山清路橋・生坂橋は2トン車以下の車は通行が可能になるのでしょうか。それとも歩道としてのみ使うなどが考えられますが、どのように検討されておりますかについて質問したいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。旧山清路橋の今後の活用についてのご質問でございます。旧山清路橋の今後の利用の予定でございますが、松本建設事務所では先日の13日をもちまして車両の進入を禁止と致しました。村としましても先に答弁しましたとおり遊歩道の整備を進めてまいりますので、歩道としての利用を検討してまいります。以上答弁といたします。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） えー、ちょっと再質問したいと思います。歩道として利用するには先ほど答弁にもありましたとおり、法面の崩落対策、道路の舗装整備、或いはガードレールのない箇所、或いはトンネル内にそういう防犯灯設備などが考えられますので十分な対策をお願いしたいと思いますけども、再度確認の答弁をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えを致します。まあ、これから整備進んでいくところでございます。松本建設事務所でのどのくらいの整備事業をしていただいて当村に払い下げの協議に入ってくるか、その状況を見まして県としっかり協議をし、なるべく安全な遊歩道に整備していただいてから当村としては払い下げを受けたいと思います。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） ぜひ、なるべく村に来るときは色々整備が終わったものをお願いしたいなと思います。次の質問に入ります。山清路橋を中心として観光を考えた時、新たな看板の設置が考えられますが、県の管理下での整備にでなるのでしょうか。これは県の名所になっているため、そういうものを県からも多少の整備に対しての補助みたいなものはあるのでしょうか。或いは村の管理の整備となるのでしょうかについて質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えを致します。まあ、山清路は信濃十名勝と数えられる景勝地でございます、現在でも聖山高原県立自然公園の一部となっておりますが、観光面での整備、看板設置等につきましては、村で行う必要がございます。そこで、本年度におきましては元気づくり支援金を活用しまして、以前より設置されておりました「信濃十名勝 山清路」の縦型看板と隣接しております「山清路伝説」の看板を観光振興策として補修を致しましたし、今後、案内マップの作製も予定しております。その他案内看板等の設置につきましても、必要に応じて今後、関係機関と調整し検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 再質問したいと思います。山清路周辺には石仏も多くあります。金戸山の百体観音は地元の方のおかげで世に出してもらっておりますし、山清路の信濃十名勝記念碑があります。また身代わり地蔵ですかね、もあります。この碑は昭和25年に山清路で転落した人やトンネル工事中に発破作業の事故で亡くなられた人達の慰霊のためにつくられたそうなんですが、また犀龍小太郎伝説にちなんだ伝説話もありますので生坂の郷資料館も集会・地域に含めていただいて先ほどの話ですが、看板に載せていただくことも必要ですし、またその内容のですね説明書きのパンフレットも欲しいなって思うんですが、そういうものをですね資料館等に置いていただけるようにしたらいいと思いますけども、その辺まで含めてですね今後の検討課題として研究したいと思いますけども、その辺まで含めてもう一度村長にお答えいただきたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えを致します。まああの百体観音でございますし、また記念碑もあります。お地蔵さまも鎮座しておりますので色々な面で案内マップを作成をしていきたいと思っております。まああの生坂の郷資料館にも色々な案内のものもございますので、そういうものと一体的に案内マップを作成して、それで看板を設置していきたいと、今後そのような予定で検討して参りたいと思います。以上でございます。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 意外とその身代わり地蔵さまがあるんですけども、これも私の小さい時に坊さんを4人とか5人呼んで慰霊祭をやったっていうことも、たまたま私の父親がそういうものにちょうど関わっていたという事で大きく載ってたんですけども、その後昭和39年の災害で一回どっかへ行っちゃったって言うような話で、もう一回あったって言う事ですよ。で意外とそのお地蔵さまをですねえ、結構拝む人もいたりするもんですから、あの遊歩道にするにあたってはですねえ、またそれも身代わり地蔵ってのは有名になって手を合わせる人も居るって言うような話聞くもんですから、是非出来るような整備をですねお願いしたいと思います。次にですね、永続的に全体を管理するには、トイレの掃除や周辺の整備が必要となりますけども管理

はどのように行われるのでしょうかで、質問したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えを致します。今後の管理の計画等につきましては、平田議長ご指摘の通り、南側入口付近の建物がある場所、さっき言った通り駐車場にしていきたいとも考えておりますし、トイレや周辺の管理につきましては、回数を増やしていく必要があると考えております。今後、金戸山百体観音、山清路の郷資料館、開通をしました山清路大橋も合わせまして、山清路の全体を観光名所として、観光振興を進めていきたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番（平田勝章君） はい、議長。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員。

○6番（平田勝章君） 終わりになりますけども、先人の人達の努力のおかげで村の観光名所が全県に知れ渡り全国的に有名になった時期もありましたけども、平ダムが出来たことによって溪谷の景観は半減されたって言うように書いてあります。これから先、この景観を守っていけるかが課題になると思います。春には山ツツジやヤマブキ、藤の花などが見られますし、秋には紅葉が楽しめます。夏や冬の時季もそれぞれの景色があつて楽しめます。私的にはですね、山清路大橋が出来た時に見た感じではですね、ちょうど紅葉の時季だったんですが、何かその紅くなるモミジが何か足りないような気がします。こういうモミジもですね、植えてすぐ紅く紅葉する訳じゃないもんですから5年先、10年先が、先を見てですね、やっていかなけりゃいけないなと思いますけども、そういう事も考えて是非やってほしいなつて言うように思います。観光と道の駅いくさかの郷、から観光とやまなみ荘、観光と農業などを結び付けながらですね当村の発展を共に守っていけたらなあというように思っております。これで私の一般質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬貞男君） 平田議員の質問が終わりました。
ここで進行を議長と交代いたします。

○議長（平田勝章君） 以上で、一般質問を終わります。

◎日程3・委員長報告（午後1時32分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程3この9日に提出し各常任委員会に付託いたしました議案第59号から議案第70号までの条例案4件、令和2年度補正予算8件の計12件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） それでは総務建経常任委員会審査報告を申し上げます。開催日時は令和2年12月10日午前9時から本会議場にて開催致しました。出席議員、字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬4名でございます。行政からは村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、竹内係長、振興課長、藤澤産業係長、坂爪建設係長の出席で開催しました。それでは12月9日本会議にて付託された事件は、総務建経常任委員会を開催し、総務課関係と振興課関係について細部について説明を受け、慎重審議の結果それぞれ次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

まず、議案第59号「生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案」について。この条例案は公職選挙法の改正に伴い村議会議員選挙及び村長選挙における公費負担に関する条例の制定です。選挙運動用車両、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの公費負担に関する必要な事項の説明がありました。その費用は、候補者に支払われるものではなく、車両提供者、印刷会社などに直接村から支払われるものとの説明でした。改正内容の詳細の部分で委員から質問がありましたが、後日改正内容を広報で具体的に説明し周知する予定で、また、その公費負担分は特別交付税で交付される、との説明でした。採決の結果、原案通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

続きまして、議案第63号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第7号】」。この予算案は規定額に歳入歳出79,926千円を増額し総額を2,471,537千円とする補正予算で、主な内容は地方交付税30,255千円、国庫支出金77,761千円、県支出金15,549千円、繰越金11,424千円、寄付金45,000千円を増額し、繰入金75,745千円、村債24,800千円の減額となっています。歳出では総務費62,157千円、民生費5,937千円、農林水産業費19,098千円、災害復旧費10,483千円を増額し、土木費を17,766千円の減額補正で、まず総務課関係について主な質疑は、地域振興費のいくさか大好き隊員の報酬はとの質問で、10月からやまなみ荘の郷土食担当隊員1名、1月から情報発信業務等で1名新規採用するもので、その人件費ですとの説明でした。企画費の生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金の内容はとの質問で、空き家バンク登録の改修・片付けの補助金で現在6件、これから改修3件、片付け1件、今後さらに出てくる予想で1,900千円を計上したとの説明でした。

現過疎法は3月に期限が来るが、新過疎法の動きは、との質問で、国会で議員立法にて4月から引き続き新過疎法は実施される模様で、村としても引き続き事業計画を立案し有効に利用していきたいとの説明でした。

コロナ対策で防災関係防災士の教育状況はとの質問で、このようなコロナ対策状況ですが、10名が防災士講習を受講し9名が合格。今後救命救急講習も受講する予定です。3月には残り10名が受講予定。また、防災備品については1月頃、各区に配布を予定しているとの事でした。

真島係長より村民会館などでの会議使用目的の可動式赤外線会議システムの導入説明があり、内容は操作盤1台、15台のマイクスピーカー、4台のアンテナセットで導入予定額が約1,600千円との事で会議記録の作成がし易くなること、また64台まで増設が可能で赤外線システムなので外部の盗聴などのリスクが少ないとの説明でした。

以上、総務課関係採決の結果、原案通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

振興課関係について主な質疑は、道路改良費の社会資本整備交付金の委託料1,000千円、工事請負費が22,000千円の減額補正計上との内容は、また、減額補正の代替案はあるのかとの質問に、小舟地区舗装直し工事を計上したが総事業費の補助率が改良改築工事は5%と少ないため、緊急性も少ないため工事計画を取り下げた減額補正との事でした。今後取り下げ等ないよう十分代替案などを検討されるようとの意見がございました。

農業振興費の産地パワーアップ事業補助金の利用状況と内容はとの質問で、中山間地域農業直接支払い事業補助金、農業公社の交付金174千円、草尾上野地区鳥獣害防止柵負担金416千円、公社人件費605千円、産地パワーアップ事業補助金が金元さんの低コスト耐候性ハウス14,500千

円、松本さんのトンネルメッシュ 514 千円、中山さんでステレオスペレイヤー863 千円との事でした。村としても所得向上目標に対し責任をもって利用者の指導を進めていくとの事でした。

産地パワーアップ事業補助金、低コスト耐候性ハウスの規模はどの質問で、面積が2反歩で総事業費 30,000 千円です。また、災害等の対応策は共済に加入してもらうこととなっているとの事でした。

道路維持費の村単道路維持補修工事の除雪費はどの質問で、例年の状況を計上している。今後の出勤状況により変更もある、との事でした。

公共施設の耐震診断改修は完了しているのかとの質問で、ほぼ全て診断をして改修は完了している。小規模な常会の集会施設の耐震診断補助金は、どの質問で、調べて回答するとの事でした。

災害復旧費、込地災害復旧工事の状況と内容はどの質問で、仮設道路部の基礎の堅い地山が現れず、当初の工法では施工できないため今後工法検討調査を行い工事方法を決めていく予定。よって、工法決定後の工事費の見積額がまだ決まらない状況です。また、歳出は一般財源扱いで処理し交付金についても過年度災害扱いで処理していきますとの事でした。

以上、振興課関係採決の結果、原案通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

続きまして、議案第 64 号「令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】」。この予算案は、規定額に歳入歳出 773 千円を増額し総額を 34,373 千円とする補正予算です。主な内容は歳入で繰越金 773 千円を増額し、歳出では運行費で同額補正でした。修繕料の内容はどの質問で、エアサスペンションの修理とバスセンターシャッターの修繕費との事でした。

バスの老朽化に伴う更新計画はされているのかとの質問で、今は更新計画はしていないが、今後累計走行距離などを考慮し計画を立て進めていきたい。またバス 5 台は最も古いもので平成 20 年 3 月登録 15 人乗りで累計走行距離 239,000 キロ、新しいもので平成 29 年度登録 29 人乗りで累計走行距離 83,000 キロとなっていて、最長累計走行距離車が 491,000 キロとなっているとの事でした。以上、採決の結果、原案通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

次に、選挙管理委員会から来年村議会議員選挙の日程について、4 月 20 日告示、4 月 25 日投開票と決定しましたので報告しますとの説明でした。

議案第 66 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】」。この予算案は、規定額に 957 千円を増額し、総額 89,645 千円とする補正予算で、主な内容は歳入で繰越金 957 千円を増額し、歳出では経営管理費で同額の増額補正でした。主に質疑は、職員手当とはの質問で、水道担当職員の時間外勤務手当で年 30 時間以内になるよう管理している。この費用は職員の昇格による人件費であるとの事でした。漏水対策の現状はどの質問で、毎月プロジェクト会議を開催し、漏水対策工事を実施している。徐々に漏水量は減少していると思われるとの事で、今後老朽施設更新工事の対応はどの質問で、漏水対策を進めながら老朽管対策も進めていきたいとの事でした。経営管理費の原材料費は修理部品の購入備蓄であるが、これまでの漏水修理件数は何件くらいかとの質問で、梶本・宇留賀消火栓等、大小含め 20 件くらいは実施しているとの事でした。

以上、採決の結果、原案通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 68 号「令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】」。この予算は、規定額に 325 千円を増額し、総額 99,425 千円とする補正予算で、主な内容は歳入で繰越金を 325 千円増額し、歳出では経営管理費に同額を増額する補正予算でした。特に質疑はなく、採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

請願・陳情、陳情 2 の 5 「低制限価格の設定に関する陳情書、陳情 2 の 6 「耐震診断・耐震改修に関する陳情書」、陳情 2 の 7 「国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書」、3 件については一般社団法人長野県建築士事務所協会に問い合わせしたところ、議会への紹介文書として参考資料扱いの依頼であったため議員各位に対し資料配布措置と致しました。

以上、総務建経常任委員会報告でした。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

○議長（平田勝章君） なければ次に、社会文教常任委員長、望月議員。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 社会文教常任委員会の委員長報告を致します。生坂村議会議長 平田勝章殿、社会文教常任委員長 望月典子。12月9日の本会議で、社会文教常任委員会に付託された議案8件、陳情1件について、11日に委員会を開催しましたのでその結果をご報告いたします。午前9時より村長も出席され当委員4名、説明者として教育長、教育次長、住民課長、健康福祉課長、関係部署係長3名です。詳細な説明を受け、慎重に審議した結果を順次ご報告いたします。まず、議案第60号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容は、国民健康保険税の控除の基礎額を33万円から43万円に引き上げるというものです。軽減率や一世帯中の給与所得者の数により基礎控除額は変動するというものです。

次に議案第61号「生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」は、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容は、延滞金の負担軽減を図るため、条例の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合平均貸付割合」とし、「当該特例基準割合適用年」を「その年」とする。また延滞金の額の計算において加算する割合が年0.1%未満の場合は年0.1%とするという一項を新たに加えるというものです。参考例は何かあるかという質問がありましたが村は現在滞納者は居ないのでこの改正は即当てはまらないという説明でした。

議案第62号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」。全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。この改正の内容でございしますが、61号議案と全く同じということで委員全員同意の上関係部署の説明、質疑、討論を省略して可決に至りました。

次に議案第63号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第7号】」の審議に移ります。金額は総務建経と重複するので省きます。教育委員会、住民課、健康福祉課、全てにおいて全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。主な内容を順次報告いたします。

教育委員会です。教育費の文化財保護委員会費の2,061千円の補正は、10軒ほどある村の文化財のうち消防署と協議の結果指定を受けた日置神社、乳房イチョウ観音堂、五社宮の3軒に自動火災報知機を設置するというものです。委員から氏子の減少等により設置後の点検・維持・管理が困難と予測されるが、補填または支援はしてもらえるのかの質問に、当初予算に計上すると答えがありました。他に防火管理者の設置、報知器の音の届く範囲等の質問に消防署に確認するという説明がありました。他の教育費、民生費の大半はコロナ感染拡大防止のための事業中止ということで減額となりました。

住民課に移ります。保健衛生費の環境衛生費として上生坂霊園の陥没箇所の補修に150万円の補正が計上されました。大きさ・原因はの質問に直径5mほどで、工事を進める段階で原因がはっきりするのはとの説明でした。他に就労センター運営費の施設管理費で支障木の伐採をすることがありました。

次に健康福祉課です。社会福祉費の主なものは人事異動にかかる人件費3,592千円と介護サービスの単価の引き上げや給付率の変更によるシステム改修費788千円と説明がありました。

次に、議案第65号「令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第2号)」です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,153千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ 99,110 千円とするもので、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。主なものは施設使用料、人件費、その他諸々の手数料の減と説明がありました。

次です。議案第 67 号「令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)」です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,059 千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 266,059 千円とするもので、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。

出産育児一時金が 1 名増となった事と、県社会保険への返還金が出たためとの事でした。今年度の出産予定者の数はこの問いに 10 名との返事があり、妊婦は PCR 検査はやってもらえるかの問いに穂高病院が受け付けているが検査を受けるのが怖いというイメージがあり希望者は現在ゼロという答えでした。

議案第 69 号「令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,747 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 314,847 千円とするもので、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。

令和 3 年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修のためと説明がありました。介護報酬改定の内容・数字はこの問いに、細かい事はまだわからないが主なものは介護サービスの各単価引き上げ、介護予防のケアマネージメントの委託料の整備という返事でした。介護保険利用者は現在 120 名ほどで施設介護利用が 32、3 名でここ数年減っていない。在宅介護も伸びており逆に新規申請者は減っている。給付費支払いが増えているので値上げは致し方ないが、なるべく小幅にしたいと努力していると説明がありました。見回り隊は認定されていないところは回らないのかの問いに、認定がないところも高齢者世帯や一人暮らし老人は 1～2 ヶ月に一度は回るようにしているとの説明でした。デイサービスの利用、運営状況はこの問いに、デイサービスの利用者は一日平均 20 名以上で問題はなく、ヘルパーも充実している。ただ認知症施設のはるかぜの運営が利用者減で厳しいとの説明でした。保険料値上げは村の現状を考えれば致し方ないことだが、その時は出来るだけ早い時期に村民に周知し納得のいく説明をするべきだとの提言がありました。

議案第 70 号「令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 433 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,833 千円とするもので、全員賛成で可とすべきと決定しました。

平成 30 年度の税制改正対応のためのシステム改修費との説明でした。75 歳以上は何人いるかの問いに、被保険者数は 435 人とのことでした。他に陳情 1 件がありますが、それは後の発議の時に申し上げたいと思います。

以上審議の経過と結果を申し上げて社会文教常任委員会の報告と致します。よろしくお願いたします。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

◎討 論（午後 2 時 05 分）

○議長（平田勝章君） なければ次に、討論に入ります。ただ今、委員長報告がありました条例案 4 件、補正予算 8 件の計 12 件について一括して反対討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 無いようですので、ここでですねえ休憩にしたいと思います。感染症対策のため窓を開けて換気を行ってください。再開は 14 時 20 分とします。

[休憩]

○議長（平田勝章君） 再開いたします。採決に入る前に総務建経、社文の委員長より報告がありましたけども、その中で陳情について抜けておりましたので、その部分についてご報告をお願いします。はじめに、総務建経、字引議員。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 先ほど請願・陳情の部分で、陳情2の8「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について」この後、後ほどの発議の方で審議致しますので、そのように扱うという事を報告します。よろしくをお願いします。

○議長（平田勝章君） 次に、社会文教常任委員長、望月議員。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） 委員長報告で追加がございます。陳情2第4号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」、社会文教常任委員で審議の結果、趣旨に賛同し、全員賛成で意見書を提出すると決定しました。以上、報告を終わります。よろしくをお願いします。

◎採 決（午後2時23分）

○議長（平田勝章君） これより、採決に入ります。

議案59号「生坂村議会議員及び生坂村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案」を採決いたします。議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第60号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第61号「生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 62 号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案を採決いたします。議案第 62 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 62 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 63 号「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 7 号】」を採決いたします。議案第 63 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 63 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 64 号「令和 2 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 64 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 64 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 65 号「令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】」を採決いたします。議案第 65 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 65 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 66 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】」を採決いたします。議案第 66 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 66 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 67 号「令和 2 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 67 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 67 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 68 号「令和 2 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 68 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第 68 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 69 号「令和 2 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 69 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 69 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 70 号「令和 2 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 70 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第 70 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 2 第 4 号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」を採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。陳情 2 第 4 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、陳情 2 第 4 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議事日程の追加（午後 2 時 34 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。お手元にお配りして…しばらくお待ちください。

○議長（平田勝章君） 暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

[暫時休憩]

○議長（平田勝章君） 再開いたします。先ほど総務建経委員長の中で、陳情 2 の 8 「災害からの復旧についての陳情 2 の 8 として報告をしましたがこれは陳情ではない、これはちょっと間違いがございましたので、委員長から訂正をお願いしたいと思います。

○4 番（字引文威君） 失礼いたしました。先ほど陳情 2 の 8 「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」後ほど発議という形で審議するという事で申し上げたんですが、これについては陳情扱いではなかったものなので、先ほどの報告につきましては訂正させていただきます。

○議長（平田勝章君） はい、お諮りいたします。お手元にお配りしてあります日程のほかに、議員より提出された、発議第 7 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」、発議第 8 号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について」、発議第 9 号「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について」、及び「議員派遣の件」の併せて 4 件を追加

したいと思います。ご異議ございませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって4件を日程に追加いたします。ここで追加日程等を事務局より配付させますのでしばらくお待ちください。

[事務局 配付]

◎追加日程1・発議第7号（午後2時36分）

○議長（平田勝章君） 追加日程1 発議第7号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

○議長（平田勝章君） 提出議員の朗読説明を求めます。 2番 太田議員。

○2番(太田譲君) (発議朗読説明)

なお、この条例改正案は、今後変化していく新たな時代に即した村づくり推進に数十年先の未来を自分事として考える事の出来る若者の立候補を目指し目的とし、報酬が低すぎ勤めを辞めてまで議員になれないと若い世代が立候補に踏み切れない状況を変え、少しでも手を挙げやすい環境を整えるとともに、村民憲章第5条にもあるように「郷土を愛し、若い力を伸ばし、希望のある村を創る」ためにも欠く事の出来ないものです。よろしくお願いします。

○議長（平田勝章君） 以上で、朗読説明を終わります。

◎追加日程2・発議第8号（午後2時41分）

○議長（平田勝章君） 追加日程2 発議第8号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について」を議題といたします。

○議長（平田勝章君） 提出議員の朗読説明を求めます。 1番 望月議員。

○1番(望月典子君) (発議朗読説明)

○議長（平田勝章君） 以上で、朗読説明を終わります。

◎追加日程3・発議第9号（午後2時47分）

○議長（平田勝章君） 追加日程3 発議第9号「災害からの復旧・復興及び 国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

○議長（平田勝章君） 提出議員の朗読説明を求めます。 4番 字引議員。

○4番(字引文威君) (発議朗読説明)

○議長（平田勝章君） 以上で、朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午後 2 時 53 分）

○議長（平田勝章君） 質疑・討論に入ります。追加日程 1、発議第 7 号から追加日程 3、発議第 9 号の 3 議案について質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 反対討論はありませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 無ければ、次に賛成討論はありますか。

○8 番（市川寿明君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 8 番 市川議員。

○8 番（市川寿明君） 8 番市川です。私は発議第 7 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」に賛成する立場から討論したいと思います。

我が生坂村議会は、前回の 2017 年 村会議員選挙時において、立候補者が 8 の定員に満たさず欠員 1 という結果を招きました。これは村政史上初めての事象です。この原因を探る過程において、私は過去を振り返ってみる、遡って振り返ってみる必要を感じます。

事の発端と思われるのは 2004 年、当時は合併問題で政府の狙いとする自治体職員のリストラと相まって、議員の定数も削減する方向の議論が盛んに行われていました。当村でも合併する・しないに関わらず、交付税収の減額に伴い支出を抑えるには人件費削減で、議員の定数削減が必要ではないかという論議が出てきました。実際の事象として、同年 3 月に村の区長会から議長宛に提出された『提言書』に「議員定数の大幅な減員と歳費の削減を検討願いたい」とし「報酬は自主的な減額をなされているが、これで OK とは誰も思っていない」とするものでした。報酬に関しては当時村長が諮問した特別職報酬等審議会、これには区長会代表も参加しているはずですが、この審議会からの「5%削減が妥当と考える」との答申を尊重しての執行者提案に対して議会側が自主的に削減率を 2%追加して可決・実施していたにも拘らずの指摘でした。しかし、当時の区長会は各区民の意向調査などされた形跡もなく「区長会で出た意見をまとめたもので回答する必要なし」との口頭発言もあり、真に民意の集約要請なのか疑問視された根拠不明のものでした。

いずれにしてもこれに呼応したかの如く、同年の 9 月定例会で議会自らが定数を 12 人から 10 人に減員を決定。翌 2005 年の施行の村議選は定数 10 人での実施となりました。2006 年 3 月に改めて議会で定数・報酬の検討が始まり、06 年 9%、07 年 10%、08 年 8%と毎年議会は自主的に報酬の引き下げを行いました。

続いて 08 年 2 月、議員定数の検討主張がされ、9 月に 10 人体制が始まって 3 年後で 10 人から 8 人へと再び減員を決定しました。この過程においては主権者である住民参加の場を持たずじまいに終結としてしまいました。片や選挙においてもこの間、一部では「地域代表」型の地域推薦の順番性や行政批判はもとより政策が聞かれない選挙戦への応援割り当て、また、地元のことだけの議員活動等、およそ村全体を照らした政策の公約や将来への展望を切り開く人材育成とは縁遠い形態が、若者や女性たちに地方政治の無関心さを助長させてきたのではと、私は改めて検証すべく申し上げたいわけであります。

そして現在に至っているのですが、実はこの定数が削減され当選への必要得票数のハードルを高められた 2005 年の村議選から、現に無投票現象が始まり、以来 4 期連続無投票選挙で、果ては

欠員状態が生ずることに及んでいるのです。

こうした経過の中で、私は議員定数削減には一貫して反対を主張してきました。しかし、報酬については、行政改革を目的にした徹底的な事業の無駄をなくす見直しの上で、人件費削減もやむを得ないという実情ならと議員報酬の見直しに賛成をしてきました。

さて、15年の歳月を経て実際には人口は減少し、人間関係の希薄化が進み、選挙体制づくりの困難さに加え、低い報酬では生活・財政にゆとりのない人が議員となることができず、加えて、議会が住民に見えず関心も持てないと「議員のなり手不足」という最悪の結末を生じさせているというふうには私は考えるものです。私もこの因果の反省に立ち、今更議員定数を増加に転じさせるのは至極困難ですが、報酬については、特に若い世代の政治参加の環境を整える一端として引き上げへの見直しの必要性を強く感じています。

今議会では、なり手不足の解消に向け議会改革検討会を立ち上げ、住民の意見を伺う住民懇談会の開催、議会内での複数回の検討協議、併せて大学教授らの有識者を交えた研究を深め、住民参加のワークショップ、模擬議会で議会の在り方等の実践論議。更に政策達成度を再確認する「評価シート」「政策工程シート」作成など、全員で村独自の創意を凝らしつつ、議員の資質向上につながる改革を進めてきました。これに並行して、報酬問題にも取り組み、若い世代の政治参加が今後の当村にとって必須の課題と位置づけ、少子高齢化や過疎化の進む昨今、活力ある村づくりに向け柔軟な発想力、実行力のある若手議員の政治参画を促すとともに、低い報酬をどうクリアしたらいいか模索をしてきました。若い被選挙権を持つ村民190人を抽出して、報酬金額の改定の議会案を提示した意向調査を実施。その結果は75%の若者が「支持する」とし、一般住民参加の公聴会でも出席した公述人の5人全員が引き上げ案に基本的賛意を示されました。ですから、今回は住民参加の下、一定の住民の理解と支持は得られていると判断してよいと考えます。

本議案の報酬改定は特例として、頑張る子育て世帯や若者の政治参画を促す条件整備とも言えるワンステップで、更なる議会改革前進への展望をも願って、私は趣旨に賛同し、正直将来を展望しての若干の注文を弱めがたいものの、大同小異で賛成とするものであります。

この条例改定が所期の目的に達しつつ、同時に大いに女性議員増加にもつながって村政刷新の契機となることを心から期待して私の賛成討論とします。

○議長（平田勝章君） 他には賛成討論ありますか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） なければ討論を終結致します。

◎採 決（午後3時03分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

○議長（平田勝章君） 追加日程1、発議第7号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員 です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程2、発議第8号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、発議第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程3、発議第9号「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、発議第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程4・議員派遣の件（午後3時05分）

○議長（平田勝章君） 次に追加日程4、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。議員派遣の件については、議会会議規則第129条第2項の規定によって、お手元に配付してあるとおりでありますので議員を派遣したいと思います。
ご異議ございませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程4・継続審査の申出（午後3時06分）

○議長（平田勝章君） 次に日程4、閉会中の継続審査及び調査の申し出について議題といたします。お手元にお配りしてあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思います。
ご異議ございませんか。

[なしの声あり]

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議会運営委員長、太田議員。総務建経常任委員長、字引議員。社会文教常任委員長、望月議員から申し出のありました閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして本定例会に付された議事日程はすべて終了しました。
ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和2年第4回生坂村議会12月定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。9日から始まりました9日間の日程の12月定例会でございましたが、慎重

にご審議をしていただき、すべての議案を原案のとおりご採択いただき誠にありがとうございました。

さて先程は、議員提出議案で「議会の議員の報酬」の一部改正が全議員の賛成により可決されました。「改正内容は、当選時に満56歳未満の議員の報酬は、月額300,000円とする」であります。この条例改正は、前回の村議会議員選挙で村政始まって以来の欠員1という結果を鑑み、議員各位が議会改革検討会で3年ほど検討協議を重ねられて、議員のなり手不足の対策の一つとして、村に対して提言された内容でございます。行政としましては、特別職報酬等審議会を開催し、委員各位からの賛同の答申を加味しまして、来年度の当初予算に計上をしております。私としましては、今回の条例改正について、村民の皆さんからは賛否両論のご意見を伺っておりますが、現在議員のなり手不足は日本全体の問題であり、その対応策に一石を投じたものと考えております。また、議会が検討協議をされてきた結果に理解を示す形となりましたが、議員各位も特別職報酬等審議会での付帯意見の実現に向け努力されることを願っております。来年4月25日、日曜日投票予定の次回村議会議員選挙では、議員各位からも働きかけをしていただき、若い方々が立候補され20年ぶりの選挙戦になりますことを期待する次第でございます。

次に、平成23年度から9回目になります「農業懇談会」でございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、南部交流センター・村民会館・宇留賀公民館の南部・中部・北部の3箇所の比較的大きな会場において開催をする予定でございます。日時は、1月12日(火)、21日(木)、29日(金)の午後2時と午後7時の2回行うように計画をしております。しかし、感染拡大状況により中止する場合は、村政懇談会のように説明等はICNで放映したいと考えております。

今年度も、人・農地プランの状況、道の駅いくさかの郷への農林水産物の栽培・出荷のお願い、県営中山間総合整備事業の進捗状況などについて説明をさせていただき、村民の皆さんからご意見・ご要望等をお聞きしたいと予定をしております。議員各位におかれましては大変寒い時期でございますが、なるべく多くの農業懇談会にお越しいただき、村民の皆さんの農業等に対するご意見・ご要望等の現状把握に努められ、当村の基幹産業であります農業振興、農地保全、担い手の育成等に対しましてもご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

特別交付税の12月交付分は今定例会の冒頭の挨拶でお知らせしました47,884千円であり、今定例会でお認めいただきました補正予算の歳入30,255千円は特別交付税を見込みましたので、現在の留保額は17,629千円でございます。

当初の財政調整基金と地域振興基金の繰入額が、1億円であり、前年度の決算で74,000千円以上は積立しましたが、まだ一般会計で3月の特別交付税を見込みますと留保分は基金に戻すことができますので、今年度も基金を崩さなくてよいと考えているところでございます。そして、今月22日に令和3年度予算編成会議を行います。政府は来年度、地方自治体に配分する地方交付税総額は新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済の悪化で地方税等の大幅な減収が見込まれる中、財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算を行うとのことでございます。

そういう中、当村の来年度の予算編成は、生坂村第6次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知恵を出し創意工夫をして、引き続き経費の節減と合理化に努めながら村民の皆さんのニーズに応えられる施策の推進を図り、将来の見通しを充分考慮した有効で効果的な予算配分に努めてまいります。

来年1月からそれぞれの運営協議会・運営委員会等でも来年度の事業、予算についてご審議をいただき、その結果も反映させ、村民の皆さんのご理解とご協力もいただき、それらの目標の実現に向けた取組も推進してまいりたいと考えております。それらに加え、地区担当職員は地区の課題の把握に努め、課題解決や活性化に向けて「地域発 元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」等による事業検討も行ってまいります。

第6次総合計画の将来像は「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」であ

